

令和2年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 令和2年3月6日(金)

散 会 令和2年3月6日(金)

仁 木 町 議 会

令和2年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 令和2年3月6日（金曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）
日程第7 議案第1号 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）
日程第8 議案第2号 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第9 議案第3号 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第4号 令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第11 執行方針 令和2年度仁木町町政執行方針
令和2年度仁木町教育行政執行方針

令和2年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 2年 3月 6日（金） 午前 9時30分
散 会 令和 2年 3月 6日（金） 午後 2時41分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
7 番 上 村 智恵子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	四十坊 供 之
副 町 長 林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長 岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長 新 見 信	学校給食共同調理場所長	渡 辺 和 之
財 政 課 長 渡 辺 吉 洋	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
会 計 管 理 者 伊 藤 利 文	農業委員会事務局長	泉 谷 享
企 画 課 長 嶋 井 康 夫	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
住 民 課 長 川 北 享	選挙管理委員会書記長	（新 見 信）
ほ け ん 課 長 岩 佐 弘 樹	代 表 監 査 委 員	原 田 修
産 業 課 長 鹿 内 力 三	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
総務議事係主任 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和2年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月27日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、承認1件、議案18件、意見書4件、決議1件の計24件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、5人から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の専決処分事項の承認については、即決審議をお願いいたします。日程第7から第10の補正予算につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第11の執行方針につきましては、『令和2年度仁木町町政執行方針』、『令和2年度仁木町教育行政執行方針』の説明でございます。1日目はここまでとし散会いたします。

次に、定例会2日目。日程第12の一般質問につきましては、通告順に従って、野崎議員1件、佐藤議員1件、鷹議員1件、上村議員2件、門協議員1件の順でございます。日程第13から第16の令和2年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、令和2年度各会計予算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第17の条例改正、日程第18の指定管理者の指定、日程第19から第21の道路認定及び廃止、以上5件につきましては予算に関連する議案のため、一括提案説明を受けた後、令和2年度各会計予算特別委員会に付託し審査いたします。

令和2年度各会計予算特別委員会の日程案について、申し上げます。1日目・3月9日は、正副委員長の互選を行います。2日目・3月10日は付託議案の説明を行います。3日目・3月11日、4日目・3月12日は、付託議案の質疑を行います。3月13日を休会とし、土日を含みまして、5日目・3月16日は付託議

案の質疑及び討論・採決を行います。続いて、日程第22から第26の条例改正につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。2日目はここまでとし、散会いたします。

続いて、定例会3日目。日程第27から第30の意見書につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第31の決議につきましては即決審議をお願いいたします。提出者及び賛成者につきましてはお手元に配布のとおりでございます。日程第32の委員会の閉会中の継続審査、日程第33の委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。令和2年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日、3月6日金曜日。会期は、開会が3月6日金曜日、閉会が3月18日水曜日の13日間といたします。なお、3月7日から8日、10日から16日は休会といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月6日から3月18日までの13日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月6日から3月18日までの13日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月7日から8日まで、及び10日から16日までの計9日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月7日から8日まで、及び10日から16日までの計9日間休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から、令和元年度第10回、第11回の例月出納検査報告書、並びに令和元年度第2回定例監査報告書が提出されております。また、地方自治法の改正により策定が義務付けられておりました仁木町監査基準についても提出されております。内容はお手元に配布のとおりであります。定例監査報告については、

後程この諸般の報告の中で原田代表監査委員からその監査結果についてご報告いただくことになっております。

続いて、令和元年第4回定例会以降の議長の活動報告についてを印刷し配布しております。

1月26日には、本町議会で5回目となる議会報告・意見交換会を、然別生活館で開催いたしました。今回の報告会は然別町内会の方限定で開催させていただき、令和元年の議会活動について報告させていただきました。参加された皆さまからは、様々なご意見やご質問をいただきましたが、当日実施したアンケートでは、すべての方から「良かった、まあまあ良かった」との評価をいただき、「報告会の継続を求める」との回答をいただきました。今後も町民に開かれた議会を目指し、議員一丸となって邁進してまいります。

2月12日には、後志町村議会議長会の定期総会がポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。定期総会では、議長会副会長でありました小田前共和町議会議長の退任により、欠員となっております副会長の選挙が行われ、新たに永井岩内町議会議長が当選されました。その他には、平和2年度の事業計画などを審議し北海道町村議会議長会への後志からの提案事項として、昨年に引き続き「高速交通ネットワークの早期整備」を要望することで決定してまいりました。定期総会終了後には後志総合振興局長の北谷啓幸氏から「未来の後志に向けて」と題して、後志の将来像や今後の展望、リゾート開発やインバウンドに伴うリスクについて建設系の部署を歴任されてきた経験を元に、講演をしていただきました。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告いたします。北後志消防組合議会及び北後志衛生施設組合議会両議会の臨時会、並びに定例会がそれぞれ開催され、私が出席しております。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が2月7日に開催され、私と宮本副議長が出席してまいりました。後志広域連合議会は2月28日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります宮本副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

なお、私の活動報告については、議会事務局へ復命書を提出してありますので、後程ご高覧いただきたいと思います。

また、議長の活動報告には記載しておりませんが、本町議会で発行しております「議会だより にき」が、この度、第34回町村議会広報全国コンクールにおいて4位入賞を果たしました。この度の受賞は本町議会として4度目の入賞であり、更には、これまでで最高の4位入賞ということで、日頃から町民に親しまれる紙面作りを心がけ、より良い広報紙づくりに向けて、調査・研究を重ねてきた成果であり、議会としても大変光栄なことであります。編集作業にあたられている野崎議会広報編集特別委員会委員長をはじめ、広報委員の皆さん、この度の受賞、誠におめでとうございます。

それでは、原田代表監査委員から、令和元年度第2回定例監査の結果についてご報告をいただきます。原田代表監査委員。

○代表監査委員（原田 修）改めておはようございます。

議長諸般の報告9ページをお開き願いたいと思います。令和元年度第2回定例監査報告書について申し上げます。

第1 監査の概要でございます。1. 監査の実施日は令和2年2月4日火曜日、5日水曜日、6日木曜日の3日間でございます。2. 監査の対象は、(1) 地域おこし協力隊について、(2) 債権の管理について

であります。3. 監査の方法でございます。第2回定例監査は、佐藤町長、林副町長、岩井教育長をはじめ、関係課長らの出席を求め、町から提出された資料に基づき、関係書類の監査を実施しました。4. 監査の区分であります。監査の結果については、是正・改善または検討を要することとした事項を次により指摘事項、指導事項、検討事項に区分しております。内容については、後程ご高覧賜りたいと思います。

10ページをお開き願います。第2 監査の内容につきましては、1. 地域おこし協力隊についてであります。(1) 監査の目的、地域おこし協力隊は総務省の取組により開始された制度で人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において1年から3年の期間で、地域協力活動を行いながら地域への定住・定着を図ることを目的としております。本定例監査では地域おこし協力隊に係る事務が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を行いました。(2) 地域おこし協力隊の概要につきましては、後程ご高覧願います。(3) 地域おこし協力隊の監査概要についてであります。本定例監査では地域おこし協力隊員の活動状況について監査を行い、活動目標の提示やロードマップ、月報等関係書類の提出を求め、所管課から聞き取りを行いました。また、地域おこし協力隊にかかる経費も監査を行い、旅費や活動費等の執行において適正な支出であるかについても着目し、監査を行いました。地域おこし協力隊に係る予算執行状況は次のとおりであります。後程ご高覧願います。2. 債権の管理についてであります。(1) 監査の目的、(2) 債権の概要につきましては、後程ご高覧願います。

次のページ、12ページをお開き願います。(3) 債権管理における監査の概要についてであります。本定例監査では、債権の区分、消滅時効の期間、時効援用の有無、徴収状況、滞納対策、不納欠損の状況について調書の提出を求め、債権管理の取組状況について聞き取りを実施しました。本町では債権を所管する担当職員で構成する町税等徴収対策委員会を組織し、共同臨戸徴収などを実施し、債権管理事務を進めております。また、各担当課においても随時催告や臨戸徴収の実施、債務者の来庁を促す施策を講じ、納付相談機会を増やす取組を実施し、更に、水道使用料においては、町簡易水道事業給水条例に基づき給水を停止し納付を促しています。なお、本定例監査において監査の対象とした債権については次のとおりであります。後程ご高覧願います。第3 監査の結果についてであります。(1) 地域おこし協力隊については、指摘事項、指導事項はありません。検討事項についてであります。1点目といたしまして、地域おこし協力隊制度では、1人当たり400万円を上限に特別交付税が交付され、隊員の報償費や活動支援費に充てられています。しかし、旅費や活動奨励金等には費目ごとに上限があるため、各隊員への助成額は400万円に満たない事例も多く見受けられたことから、支援の内容や区分・基準について検討する必要があると考えられます。2点目、本事業は、地域力の維持強化を図る上で有効な制度であり、その最終目標は地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るとされています。協力隊員には活動期間である3年間で、町での定住を実現していただけるよう、関係機関などを含めた町全体での支援が必要と考えられることから、より効果的、弾力的な支援体制について検討していただきたいと思います。(2) 債権の管理については指摘事項として、国民健康保険税については、本年度課税ミスが発生し、多くの国民健康保険加入者に誤った税額が記載された納入通知を発送してしまいました。課税ミスについては、必要な是正措置がとられたとのことでありますが、重要なのはミスを繰り返さないということであり、この度の課税ミスの原因を十分調査し、類似の事務事業も含め、今後このようなことがないよう対策を講じていただくよう強く求めます。指導事項はありません。検討事項として、コンビニ納付の導入については前回の定例監査で検討事項としており、協議検討の結果「費用対効果の面で断念した」との回答でありました。しか

し、令和2年度より口座振替手数料の増額が予定されていることから、1件当たりの振替手数料と比較検証を行うなど、コンビニ納付の導入について引き続き検討していただきたいと思います。以上で第2回定例監査の報告といたします。

○議長（横関一雄）原田代表監査委員並びに今井識見監査委員、何かとお忙しい中での定例監査、大変ご苦勞様でした。

佐藤町長には、只今の監査報告における検討事項等を十分に精査されまして、種々改善されますことを議長としても求めておきます。

さて、今定例会には、令和2年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には条例改正、指定管理者の指定、道路認定・廃止などが上程されております。議員各位ご承知のとおり、予算はこの1年間の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるのか、また、どれだけの行政サービスを行うかを決めるものであります。議員各位に今定例会での活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

令和2年第1回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第1回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ議員の皆さま方におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今朝の新聞に、後志管内の2月の降雪量についての記事が出ておりましたが、小樽を含め北後志地区では平年並みか、やや多い状況であった一方、他の多くの地域では平年より三、四割少ないとのことでありました。総じて今年の冬は雪が少なく暖冬のまま春の訪れを待ちそうではありますが、札幌雪まつりや各地で開催された冬のイベントは深刻な雪不足に悩まされ、その中では中止を余儀なくされた行事も少なくありません。また、スキー場も全面滑走可能とはならないところが多く、全国的に見ても閉鎖や休業に追い込まれた地域もあり、雪不足が与えた影響は大きく、春先の水不足につながれば農業にも影響が出るのではと心配されているところでもあります。

そして今や世界に蔓延している新型コロナウイルス感染拡大がいたるところで影響を及ぼしはじめ、国内では昨年の消費税引き上げや災害の影響もあってか、個人消費の伸び悩みが続く中での感染発生により今後の日本経済に大打撃を与えるものと予測されておりますし、国内のみならず世界経済全体にも多大な影響が生じてきております。実際のところ中国に製造を頼っている各国の企業は生産を縮小せざるを得ない状況に陥り、観光業に関連するところも既に大きな損失を受けている状況であります。事態がいつ収束するのか、いまだ不透明な状況であります。この度の新型コロナウイルスによる非常事態や、これまでの自然災害、また、いかなる社会情勢の変化という局面に立たされている今、そして国際社会の中で、持続可能な経済・社会づくりが求められている中、我々は如何にしてこの局面を乗り越え、課題解決に向け

て策を講じることができるのか試されている時として捉え、これらを乗り越え、はじめて持続可能な社会ができるものと信じているところであります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、野崎議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認1件、議案18件、計19件の議案を提出しております。

令和2年度予算案等のご審議をいただくにあたり、私の方から来年度に向けて町政に対する考え方及び予算案の概要について申し上げ、議員各位の皆さまのご理解とご協力をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和2年第1回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に係る対応について申し上げます。本町における新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、1月31日に特別職及び課長職等で構成する「新型肺炎（新型コロナウイルス感染症）に関する庁内連絡会議」を立ち上げ、関連する情報の共有と当面の対策について協議し、対応に当たってきたところであります。その後、国から示された「相談・受診の目安」、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や、北海道における「学校の臨時休業等の要請」、「新型コロナウイルス緊急事態宣言」など、日々発出される情報に基づき、感染防止に向けた対策を講じるとともに、予防指導と啓発、町内における状況の把握に努めているところであります。2月28日には「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」として庁内組織を立て直し、町内において同ウイルス感染症が発生した場合、又は国が緊急事態宣言を行った場合には、町長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置すること、国や北海道との緊密な連携の下、対策を進めることを確認し体制の整備について協議しております。以降の本対策連絡会議の開催状況につきましては、3月2日に最新情報の共有とそれに基づく当面の対応について協議を行い、3月4日には、公共施設等の使用（申請・許可）に係る今後の対応について協議し、3月19日までの間、高齢者福祉施設いきいき88、観光管理センター、火葬場を除く施設の休館を決定しております。また、全国的にも心配されている子どもたちに関わる取組につきましては、町内小中学校で臨時休校としたほか、仁木及び銀山の放課後児童クラブにおいては、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業に関連しての保育所等の対応」に基づき、土日祝日を除いて、1日開所を行っているところであります。保育所においては、銀山へき地保育所で、かぜ症状の園児が多かったことから2月27日から3月4日まで自主休所したものの5日から開所しており、にき保育園及び大江へき地保育所についても通常どおり開所している状況にあります。地域子育て支援拠点「おおきな木」につきましては、当面の間、休所することとなっております。今後も引き続き、国及び北海道からの情報を注視し、町内における感染発生を防ぐため予防指導に努めるとともに、最新情報を町ホームページにおいて周知してまいります。

次に、役場庁舎等（役場庁舎・町民センター・保健センター）複合施設個別施設計画の策定について申し上げます。平成28年度に策定した「仁木町公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方を踏まえ、役場庁舎等複合施設について、各施設の点検調査や健全度調査結果に基づき、個別施設の状態、対策の内容及実施時期・概算費用などをまとめた「令和元年度仁木町役場庁舎等（役場庁舎・町民センター・保健センター）複合施設個別施設計画」を策定いたしました。役場庁舎等複合施設につきましては、平成11年10月に建設してから20年が経過しており、この間、部分的な補修を施しているものの定期的な改修までは行っ

ていない状況であり、設備等の更新を要する状況も生じております。本計画は、「仁木町公共施設等総合管理計画」における個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、今後30年間の長期修繕計画を策定したものであり、予防保全的な管理を計画的に行うことで、施設のライフサイクルコスト及び大規模改修に係る経費の平準化を進め、施設管理の適正化を図っていくこととしております。今後におきましては、本計画を基に長寿命化対策を進めるとともに、他の公共施設についても順次、現状を把握した上で策定を進め、将来負担の軽減化、平準化に努めてまいります。なお、この度の仁木町役場庁舎等（役場庁舎・町民センター・保健センター）複合施設個別施設計画書（概要版）を別途お手元に配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

次に、令和元年度ふるさと納税特産品贈呈事業について申し上げます。令和元年度当初予算において寄附見込額を8000万円として見込んでおりました当事業につきまして、当初の見込を上回る多くのご寄附をいただき、12月開催の令和元年第4回仁木町議会定例会で寄附見込額を1億4057万9000円として予算補正を行ったところであります。その後、今年度から複数のポータルサイトで運用するなど、PRを強化してきた効果もあり、令和元年度の寄附金税額控除対象寄附となる最終日の12月31日までに寄附が集中し、現在までに見込みを大きく上回る2億3000万円を超える寄附をいただくこととなりましたことから、返礼品代金等の必要経費につきまして、更に補正予算を計上し、専決処分させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仁木町住宅マスタープラン及び仁木町営住宅等長寿命化計画の策定について申し上げます。平成21年度に策定した「仁木町住宅マスタープラン及び仁木町営住宅等長寿命化計画」は、本年度にて計画期間が終了することから、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする計画の策定に着手いたしました。

「仁木町住宅マスタープラン」につきましては、仁木町における住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的として、平成27年度策定の「住生活基本計画（全国計画）」及び平成28年度策定の「北海道住生活基本計画」と調整・連携を図った上で住宅対策等の課題や本町の特性に応じた取組の方向性、検討事項等を整理し、住宅施策を設定しているものであります。「仁木町営住宅等長寿命化計画」につきましては、町営住宅等の予防保全的な管理、長寿命化による事業量の平準化を図ることを目的として、町営住宅対策等の課題の整理及び町営住宅等の将来ストック量を設定し、既存の町営住宅185戸及び特定公共賃貸住宅16戸について、今後も引き続き計画的に修繕し、維持管理していくものとしております。なお、本計画につきましては、現在策定業務の期間中であり、3月中に策定できる見通しとなっております。今後につきましては、本計画に基づき、住宅施策及び町営住宅の長寿命化の取組を進めてまいります。

行政報告は以上であります。先ほども申し上げましたとおり、別途お手元には、「令和元年度仁木町役場庁舎等複合施設個別施設計画書＜概要版＞」のほか、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場指定管理者の指定に係る資料（議案第6号関連）、令和元年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、令和元年度事業発注状況表（契約金額が100万円未満の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和2年第1回仁木町議会定例会、教育行政報告について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に対する教育委員会の対応について申し上げます。新型コロナウイルス感染症に関しましては、1月27日に文部科学省から情報提供があつてから、学校及び教育委員会所管施設に対しまして、様々な形で情報提供を続けており、必要な対応も講じております。2月26日には北海道教育委員会教育長からの要請を受け臨時校長会を開催し、2月27日から3月4日まで町内全小中学校の臨時休校を決定いたしました。2月27日夜に内閣総理大臣から春休みまでの臨時休校の要請を受け、2月28日と3月3日に再度、臨時校長会を開催し、各校長からの意見を踏まえて3月24日まで臨時休校延長の決定、机や椅子、ドアの取手や階段の手すりなど校内消毒の実施及び来週3月9日以降の分散登校についても検討しているところであります。また、2月28日夜の北海道知事による緊急事態宣言の趣旨を踏まえまして、町民センターと山村開発センターの各全館を2月29日と3月1日の両日も臨時休館し、さらに3月4日から町民センター全館と放課後児童クラブが利用している各室を除く山村開発センターを3月19日まで休館しております。この他に、子ども向け英会話教室や女性のつどいなど教育委員会主催行事の中止及び文化団体やスポーツ団体に対する活動の自粛を周知しており、子どもたちや町民の安全に配慮した対応を実施しております。今後におきましても、国や道の動向を注視しながら、迅速な対応を心がけてまいります。なお、各学校の卒業式につきましては、これまで来賓や地域の皆さまに出席いただいていたところですが、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、出席をご遠慮いただきましたことにお詫び申し上げますとともに、式典の参加につきましては、卒業生とその保護者、教職員に加えまして、佐藤町長と私が出席させていただくことを申し添えます。

次に、GIGAスクール構想に伴う校内LAN整備について申し上げます。文部科学省は昨年12月に学校における高速通信環境と児童生徒1人1台タブレット等の端末を整備し、子どもたちが持つ資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的にGIGAスクール構想を示しました。本町におきましても文部科学省の意向を踏まえまして、今年度整備いたしました職員室及びパソコン教室以外の全教室及び体育館に高速通信が可能なWi-Fiを整備することといたしました。これらの整備の財源については、国の補助金と補正予算債が2分の1ずつ充当でき、さらに補正予算債については元利償還額の6割が普通交付税に算定されますので、整備に要する費用のうち、本町で負担する費用は2割程度になると想定しております。つきましては、整備に要する費用を現在積算しており、今定例会において校内LAN整備に係る予算を追加で計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。なお、1人1台タブレット等の端末整備につきましては、次年度に整備していく考えであります。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。指定管理者として株式会社 北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場の今年度の運営につきましては、積雪の状況により当初予定しておりました12月23日にオープンすることができず、1月4日のオープンとなりましたが、大きな事故もなく3月1日をもちまして終了しております。開設期間中には、1月4日から8日までの5日間、仁木スキー連盟主催による小学生スキー教室が開催され、記録的な雪不足に見舞われた中、140人が受講し、大変好評であったと伺っておりますが、例年実施されておりました仁木町民スポーツスキー大会やフルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム競技大会は、残念ながら開催できませんでした。利用状況につきましては、スキーリフト乗車人数が2万6686人、スキーリフト券売上金額は308万8480円となり、昨年度と比較し、乗車人数及び売上金額とも5割程度であったとの報告を指定管理者から受け

ております。今後とも、町民の冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として多くの皆さまに利用していただくため、安全管理体制の保持を第一に、指定管理者とともに鋭意努力してまいります。以上で、令和2年第1回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年1月16日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億645万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2064万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年1月16日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第1号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）についてご説明申し上げます。

ふるさと納税の寄附見込額につきましては12月開催の第4回議会定例会において寄附見込額を1億4057万9000円として予算の補正を行ったところでございますが、昨年12月末に見込額を大きく上回る寄附が発生したことにより補正を行ったものでございます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正 歳入でございます。18款、寄附金を補正いたしまして、歳入合計に補正額の合計1億645万8000円を追加し、補正後の合計を39億2064万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費及び7款、商工費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1億645万8000円を追加し、補正後の合計を39億2064万8000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が1億645万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入予算補正事項別明細書、歳入でございます。18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、ふるさと納税寄附1億645万8000円を追加するものでございます。

7ページをお開き願います。歳出予算補正事項別明細書、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、8目、ふるさとづくり事業費につきましては5826万6000円の追加でございます。ふるさと振興基金の積立金の追加でございます。

8ページをお開き願います。7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましては4819万2000円の追加でございます。12節、役務費は109万1000円の追加、13節、委託料は4710万1000円の追加でございます。以上で承認第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第1号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第1号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9094万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2970万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、第2表 地方債補正による。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第1号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から22款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計9094万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を38億2970万1000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計9094万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を38億2970万2000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。第2表 地方債補正1、追加でございます。企業立地促進事業、仁木町社会福祉協議会補助事業、商工会活動推進事業の3事業につきまして、過疎対策事業債のソフト分の追加配分がありましたので、合計2040万円を追加するものでございます。下段、2、変更でございます。事業費の確定に伴い、限度額を減額するものでございます。橋りょう補修事業につきましては、過疎対策事業債で限度額を3000万円から2660万円に、町営住宅ふれあい39改善事業につきましては、公営住宅建設事業債で限度額を6200万円から6130万円に変更するものでございます。

次に、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金は2369万2000円の減、地方債は1630万円の増、その他財源は723万円の増、一般財源は9078万5000円の減となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、2項、1目、固定資産税につきましては新築家屋及び償却資産の増加により1835万8000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。13款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金につきましては、施設入所者の徴収金額の確定に伴い6万円の減額、3目、農林水産業費負担金につきましては、農業経営基盤整備促進事業における事業確定に伴い217万2000円を減額するものでございます。

9ページをお開き願います。14款、使用料及び手数料、1項、使用料、3目、衛生使用料につきましては、墓地使用料の減に伴い8万円の減額、4目、商工使用料につきましては、使用者数の増加に伴い7万1000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につつま

しては640万5000円の減額でございます。これは、1節．重度心身障害者負担金は、障害者自立支援給付費負担金において障害福祉サービス費減、及び補装具費の増により、合わせて428万5000円の減額、及び障害児給付費負担金において障害児通所支援費の減により362万円の減額でございます。また、2節．児童福祉費負担金において、子どものための教育・保育給付費の増により150万円を追加するものでございます。2項．国庫補助金、1目．総務費国庫補助金につきましては事業費の増により219万9000円の追加、2目．民生費国庫補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金の減により44万3000円の減額。3目．衛生費国庫補助金につきましては合併処理浄化槽設置整備事業の事業費の減により155万7000円の減額。4目．農林水産業費国庫補助金につきましては、農業基盤整備促進事業の事業費の確定に伴い2万5000円を減額するものでございます。5目．土木費国庫補助金は、1節．土木費補助金及び2節．住宅費補助金において社会資本整備総合交付金の事業費の確定見込みに伴い796万2000円の減額でございます。3項．委託金、1目．総務費委託金は2万円の追加で、中長期在留者居住地届出等事務委託金の人件費、物件費の調整によるものでございます。

12ページをお開き願います。16款．道支出金、1項．道負担金、1目．民生費道負担金につきましては320万7000円の減額でございます。1節．社会福祉費負担金は4000円の減額で、旅費の減に伴うものでございます。2節．重度心身障害者負担金は、障害者自立支援給付費負担金において、障害福祉サービス費の減及び補装具費の増により、合わせて214万3000円の減額、及び障害児給付費等負担金において障害児通所給付費の減により181万円の減額でございます。4節．児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の実績見込みにより75万円の追加でございます。2項．道補助金、2目．民生費道補助金につきましては、2節．心身障害者補助金で重度心身障害者医療給付費の減に伴い215万円の減額。3節．児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金の事業費の減により44万3000円の減額でございます。4目．農林業費道補助金につきましては、森林環境保全整備事業補助金の事業費確定見込みにより439万円を減額するものでございます。3項．道委託金、1目．総務費委託金につきましては、67万1000円の追加でございます。3節．道権限委譲事務委託金は、浄化槽等事務委託金の増により3万1000円の追加、4節．選挙費委託金で64万円の追加でございます。

13ページをお開き願います。17款．財産収入、2項．財産売払収入、1目．不動産売払収入は、不動産売払額の増によるもので831万9000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。18款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、33万円の追加でございます。

15ページをお開き願います。19款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、1億951万30000円を減額するものでございます。3目．公共施設等整備基金繰入金につきましては、ふれあい39吸排気フード等改修工事費の確定により87万1000円の追加でございます。

16ページをお開き願います。21款．諸収入、4項．受託事業収入、3目．地域支援事業受託収入につきましては事業受託収入の減により、1000円の減額でございます。5項．4目．雑入につきましては、全国町村会弔慰金保険料還付金、重度心身障害者高額療養費、北海道市町村振興協会交付金などの増減により32万2000円を追加するものでございます。

17ページをお開き願います。22款．町債につきましては、先ほどの地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、19ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は269万2000円の減額でございます。3節、職員手当等は職員の時間外手当50万円の追加、9節、旅費は執行残による減額で149万1000円の減額、13節、委託料は支出見込みにより5万8000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。19節、負担金補助及び交付金は164万3000円の減額で、プログラム関連負担金28万6000円の追加と仁木町街路灯設置費等補助金192万9000円の減額を合わせたものでございます。3目、文書広報費は16万1000円の追加で、郵便料の追加でございます。4目、財産管理費は740万2000円の減額でございます。11節、需用費はガソリン代に不足が生じたことにより10万3000円の追加、12節、役務費は8万6000円の追加で電話料の追加、車検整備手数料の減額、自動車損害保険料の追加によるものでございます。

21ページをお開き願います。13節、委託料は737万4000円の減額、14節、使用料及び賃借料は21万7000円の減額ですべて支出見込又は執行残によるものでございます。

23ページをお開き願います。5目、企画費につきましては、1420万5000円の減額でございます。7節、賃金はブッシュ刈作業賃金の執行残で10万3000円の減額、8節、報償費は68万8000円の減額で総合計画等策定事業等の謝礼金の減額、地域おこし協力隊活動報償の減額によるものでございます。11節、需用費は予約制バス運行事業のガソリン代9万1000円の追加でございます。

24ページをお開き願います。13節、委託料は見積合わせによる減額で68万4000円の減額でございます。19節、負担金補助及び交付金は地域おこし協力隊経費、定住促進共同住宅新築建設費補助金、定住促進住宅補助金の執行残で、支出見込及び事業費の確定に伴い1282万1000円を減額するものでございます。

25ページをお開き願います。8目、ふるさとづくり事業費は33万円の追加で、一般寄附分積立金の追加でございます。3項、1目、戸籍住民登録費につきましては58万9000円の追加で、4節、共済費6000円の追加、及び19節、負担金補助及び交付金は請求額の確定に伴い58万3000円を追加するものでございます。4項、選挙費、2目、参議院議員選挙費につきましては4万4000円の減額、3目、知事道議選挙費は4万6000円の減額、4目、仁木町議会議員選挙費は4万6000円の減額で、執行残によるものでございます。

次に、27ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては137万4000円の減額でございます。4節、共済費は5000の追加でございます。9節、旅費、4万5000円の減額及び19節、負担金補助及び交付金、133万4000円の減額は支出見込みによる減額でございます。2目、老人福祉費につきましては239万2000円の追加でございます。19節、負担金補助及び交付金は後志広域連合負担金、489万6000円の追加でございます。

次に、28ページをお開き願います。20節、扶助費は、施設入所者扶助で250万4000円の減額で支出見込みによるものでございます。4目、心身障害者特別対策費につきましては、2130万9000円の減額でございます。障害者福祉サービス費等扶助は1651万4000円の減額、医療費扶助の重度心身障害者医療給付費は550万円の減額で支出見込によるものでございます。補装具給付につきましては、事業費の増により70万5000円の追加でございます。5目、国民年金事務費につきましては、普通旅費3000円の追加でございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は58万1000円の追加でございます。8節、報償費は出産祝金の執行残33万4000円の減額、13節、委託料は、放課後児童クラブ事業委託料、132万8000円の減額、子育て支援拠点施設建設事業の基本構想委託料75万9000円の減額でございます。19節、負担金補助及び交付金は300

万円の追加で子どものための教育・保育給付費において保育所入所者数の増、加算率の決定に伴う追加でございます。23節、償還金利子及び割引料は特別児童扶養手当事務取扱交付金の確定により、返還金2000円の追加でございます。

29ページをお開き願います。3目、母子福祉費は13万7000円の追加で養育医療費の返還金でございます。

30ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては24万3000円の減額でございます。4節、共済費は2万3000円の追加、28節、繰出金は26万6000円の減額でございます。国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。4目、環境衛生費につきましては1594万6000円の減額でございます。7節、賃金につきましては、墓地整備作業賃金の執行残による減額、11節、需用費につきましては消耗品の執行残、12節、役務費につきましては、害虫駆除手数料及び広告料の執行残、14節、使用料及び賃借料は重機借上料の執行残によるものでございます。19節、負担金補助及び交付金は、北後志衛生施設組合の負担金359万4000円の減額、及び合併処理浄化槽設置補助金の執行残1188万6000円の減額でございます。

31ページをお開き願います。5目、上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金を1077万4000円減額するものでございます。

32ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費につきましては158万円の減額でございます。19節、負担金補助及び交付金で新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助金の事業費確定に伴う減額でございます。4目、農用地開発事業費につきましては270万7000円の減額でございます。14節、使用料及び賃借料は220万1000円の減額で、農業基盤整備促進事業の事業費確定に伴う減額、及び土地改良事業単価表利用料の執行残に伴う減額でございます。19節、負担金補助及び交付金は50万6000円の減額で、道営土地改良事業計画樹立負担金の事業費確定によるものでございます。6目、農道整備事業費につきましては、16節、原材料費の執行残2万2000円の減額でございます。2項、林業費、1目、林業総務費につきましては、北海道森林・山村多面的機能発揮対策市町村負担金の執行残4万2000円の減額でございます。

34ページをお開き願います。7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましては9万7000円の減額でございます。13節、委託料は、ワインツーリズム振興事業の執行残、19節、負担金補助及び交付金は、うまいもんじゃ祭り補助金にかかる経費の執行残の減額でございます。

35ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、果実とやすらぎの里公園管理委託料の見積合わせによる減で8000円の減額でございます。2目、土木機械管理費は、自動車損害保険料の執行残3000円の減額でございます。2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費につきましては9万9000円の減額で見積合わせによるものでございます。4目、橋りょう維持費は1056万4000円の減額でございます。13節、委託料は見積合わせによる減額で6万9000円の減額でございます。15節、工事請負費は入札による減額で1049万5000円の減額でございます。

36ページをお開き願います。4項、住宅費、1目、住宅管理費につきましては385万5000円の減額でございます。13節、委託料は町営住宅の浄化槽維持管理委託料の執行残3万3000円の減額、住宅マスタープラン・町営住宅等長寿命化計画策定業務委託料の執行残72万2000円の減額でございます。15節、工事請負費は310万円の減額で、ふれあい39外壁改修工事の執行残でございます。

37ページをお開き願います。9款、1項、消防費、2目、水防費につきましては22万9000円の減額で7

節、賃金、11節、需用費の修繕費、13節、委託料の執行残の減額でございます。3目、災害対策費につきましては72万8000円の減額でございます。11節、需用費は食糧費の減額、14節、使用料及び賃借料は電波利用料改定に伴う減額、及び自動車等借上料の執行残による減額、18節、備品購入費については入札による減額でございます。

39ページをお開き願います。10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は13万6000円の減額でございます。8節、報償費、修学旅行引率教諭報償につきましては執行残の減額、12節、役務費は石油ストーブの点検項目が少なくなったことから減額するものでございます。13節、委託料は浄化槽の保守点検委託料の執行残7000円の減額、及び清掃委託料の執行残4万3000円の減額でございます。

40ページをお開き願います。3項、中学校費、1目、学校管理費は6万1000円の減額でございます。8節、報償費は執行残4万1000円の減額、13節、委託料は浄化槽の保守点検委託料の執行残7000円の減額、及び清掃委託料の執行残1万3000円の減額でございます。2目、教育振興費は75万6000円の減額でございます。入札による減額でございます。

41ページをお開き願います。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費につきましては29万円の減額でございます。8節、報償費、11節、需用費、14節、使用料及び賃借料は、支出見込み又は執行残の減額でございます。

42ページをお開き願います。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費につきましては3万円の追加で、4節、共済費は8000円の追加、8節、報償費はスポーツ大会参加にかかる補助算定基準に基づき、報償費2万2000円を追加するものでございます。2目、体育施設費は6万6000円の減額でプール開設日数の減に伴う薬品使用量の減少によるものでございます。3目、学校給食費につきましては15万4000円の追加で、11節、需用費、電気料の追加でございます。45ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

それでは予算書の13ページの財産収入の中で、今回、不動産売払収入ということで831万9000円の増額補正をしてございますが、この内容についてご説明願います。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）財産収入の部分の831万9000円の増額につきましては、当初350万円ということでございました。こちらについては森林施業の350万円、伐採木の売払いを予定しておりました。こちらの金額が、当初350万円から560万円に上がった部分で、約200万円ほどあります。そしてその他に、高規格道路の用地の買収ということですね、スキー場の裏の奥の方の町有地の方を売却してございます。2万㎡ほど、こちらが、土地代が約300万円、そして、その上にある伐採木、木の部分で約300万円で、600万円の増ということになってございます。合わせて約800万円ということでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで、以前から町有地の払い下げ等については、さまざまな課題となっていました、今年度は何か、取組ということをしている内容はありますでしょうか。それというのは、駅裏の団地の裏手の町有地で

すけれど、以前からあの土地の有効活用ということで、いろいろご質問させていただいているんですが、いまだちょっと取組がされていないようなので、今後やはりああいった土地を含めて処分するような形の中で、前向きに取り組んでいくようなことで、考えて行けないでしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）遊休町有地の有効活用につきましては、佐藤議員の仰いました、みずほ団地の裏、大きな敷地になってございます。今回、子ども子育て施設の候補地の中での検討もさせていただいた部分でございますけれども、今後についてはですね、次期総合計画の中でですね、新たに検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひ、前々からあの土地については、取り組むというお話の中で、いまだはっきり姿を見せていないので、何とか前向きに取り組むようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは次にですね、予算書23ページの5目、企画費の報償費、地域おこし協力隊の報償の関係で、今回62万4000円を減額補正しておりますけれども、この減額理由についてご説明願ひます。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）この部分はですね、今年度途中で退任された隊員がいたということで、その隊員の部分でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今年度、途中で隊員を辞められたという方の減額補正ということでございますけれども、先ほど、原田代表監査委員より、定期監査報告の中で、地域おこし協力隊については、目的、あるいは検討事項等のご説明があったところでありますけれども、この地域おこし協力隊の活動支援、これにつきまして、私は昨年の3月定例会でもご質問させていただいておりますけれども、その中で地域おこし協力隊を募集する際、他の自治体の多くが活動内容のある程度限定しているのに対して、本町は、活動内容を制限をかけずに提案型でやっていますということでした。それで本町としては、隊員の皆さんも入りやすいのではないかとということでご説明を受けているところでございますけれども、そのことは理解するところでありますけれども、この制度の趣旨を踏まえて、うちの方も、国のいろんな施策の部分で推進をしているわけでありまして、残念ながら昨年入隊された方が、1年待たずに9月に起業をされて3か月、11月段階でお店を閉じて、そして本町を去ったということでございます。非常に残念に思っているところでございます。当然これは、本人の責任は当然問われるところでございますけれども、今まで受け入れた中でも、既に3名の方が、本町を去っているわけでありまして。先ほど、原田代表監査委員の方からもお話があったように、この地域おこし協力隊は、地域外の人材を積極的に受け入れることで、文字どおり、「地域をおこし」て、そして「定住・定着を図る」ことで活性化を目指す制度ということでございます。本町も先ほど言いましたように、国の制度を推進し係る予算を投入し、支援してきているわけでもございまして、当然、我々としてもその費用対効果を期待するものでありまして、町もこの辺の状況をしっかり踏まえた上で、今後、隊員の定住・定着促進に向けての取組を構築する必要があるのではないかとというふうに考えております。それで、この3月で3年間の隊員期間を終える隊員の方もいらっしゃると思います。その方は今後どうなるのか、たまたま今月号の広報紙には残っていただけるといようなことも、本人は言っておりますけれども、先行きが心配というふうに感じているところでございます。町長はこれまでのこういう実績

を踏まえて、これをどう受け止めていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員、ご指摘のとおり、これまでの協力隊員の実情としては、これまで3名の方が受入れたものの途中で退任したという結果となっているところでございます。それぞれの理由としては、健康的な部分もあるんですけれども、今後、そういった方々が必ずしも出ないということにもなりませんので、果たしてどういった部分での要因があるのかということも、我々も常に検証をしながら、この協力隊員と共に様々な取組を展開しているところでございます。確かに他の自治体に比べて、本町の地域おこし協力隊に対する受け入れの姿勢という部分では、制限をなくして割と入りやすいような状況で受け入れておりますけれども、それが一つ協力隊にとっては、入りやすいという条件の中で、たくさんの応募が集まるという現状もありますし、これが制限を効かせたところで、なかなか入りづらいという状況が果たしてどういうものかということもいろいろ検討した上での、こういった協力隊制度を活用した取組を行っております。本町は、割とそういった制限をなくして受け入れておりますので、今、現在8名の協力隊員が活動しておりますけれども、それぞれ自分たちの思いの中で、地域のフィールド・素材を使って様々なことで活動しております。私が思うに、地域協力隊の方々は、この町に定住がしたいという思いでそもそも応募をしてきているわけではないというふうに私は感じております。この町で何ができるのか、自分たちの力をどうやったら発揮できるのか、そういった形で様々な地域を見て、応募してきておりますので、ただ、本町に来ていただいた以上、行政としても、また地域住民の方々も、そういった方たちと寄り添うような形、又は手を差し伸べてあげられるような、そういった状況も作ってあげなければ、彼らだけで自立するということもなかなか難しい状況でありますので、そういった支援というのは、今後もしていかなければならないというふうに認識しているところでございます。これは協力隊に限らず、新規就農者、又は外から来る人たちに対して、そういった身近に寄り添った対応というものが必要であるものというふうに思っておりますので、今後そういったことも心がけてですね、協力隊員に対してサポートしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、町長の思いをお聞きしたところでありますけれども、いまだに「隊員の方は何をやっているんだろう」という町民の声をよく聞くことがあります。今回の件についても、「町は何をやっているんだ。税金を投入しているのに責任を問われますよ」という話もされています。厳しい意見も私もいただいています。やはり受け入れやすい体制というのはわかるのですが、その募集段階で、やはりきちんとその辺のことをしっかり隊員を希望される方には、現状も踏まえて、「仁木町というところはこういうところですよ」ということを踏まえてですね、やはり覚悟を持って来ていただかないと、来たのはいいが、1年にも満たないで町を去って行くというのは非常に印象が悪いです。ですから、それらを払拭するために何とか今後、定住・定着していただけるような方向でしっかり取り組んでほしいと思いますし、前回、町づくり懇談会で、ある隊員がSNSやYouTube等を使って町をPRしていただいているということで、私もそのYouTubeを見ています。ですから、もっともっと町が主体となって、一丸となって取り組んでいかないと隊員だけにお任せするということはないと思いますけれども、町長も広報紙等を通じて、座談会等もやられておりますので、しっかりその辺は今後サポートしてほしい、してってほしい。そして、定住・定着に向けて、しっかり取り組んでほしいというふうに思っています。もう1回そのことについて、町長

のお考えをお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そもそも協力隊制度というのは、国が都市部による若者たちを、若者たちに限らずそういった方々をいかにして、地域に足を運ばせるきっかけづくりができるのかということで、こういった制度ができて、そのために様々な国の支援を与えるということで、皆さん活動できる環境になっております。その中でうちの町もそういった制度を活用して、たくさんの方に来ていただいておりますけれども受け入れるに当たり、様々な地域で、うまくいっている地域、うまくいっていない地域それぞれ状況をいろいろ鑑みた結果ですね、あまり制限し過ぎても、そういった活動をする隊員にとって大きな足枷になって、なかなか自分たちの思いを活動に生かすことができないという事例をみたり、またあまり自由にやり過ぎても自分たちで何をして良いのかわからないというような、そういった様々な状況が考えられます。ただ我々仁木町としてもですね、そういった状況をももちろん考慮しながら、協力隊員と寄り添いながらサポートできる体制は今も続けて行っておりますので、そういった状況はこれからも継続して、なお、協力隊員が活動しやすい状況を、我々も作ってまいりたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これはいろんな成功事例もあると思いますので、その辺を良く調査・研究ではないですけれどもきちんとされて、今後は定住・定着していただける方向でしっかり取り組んでほしいと思います。

それでは次に、予算書の42ページ、保健体育費のうちの報償費で、今回、各種スポーツ大会参加報償ということで2万2000円を補正してございますけれども、これは体育大会等参加経費ということになっておりますけれども、この度の新型コロナウイルスの関係で、教育現場におかれましては非常に大変な思いされて取り組んでいらっしゃるかと思います。次から次に、道あるいは国等の指針が変わってくるという状況の中で大変な思いされて、教育長ほか、皆さん大変頑張っているというふうに思っているところでございます。連日のように、防災無線を使っていろんな情報提供もされております。しっかりもう頭に入りました。それで、そのような状況の中で、今回このスポーツ大会の日程について、これはどういう内容のスポーツ大会なのか、それで日程についてはどうなのか、そしていろいろ各種スポーツ大会あるいはそういうイベントも中止されている中で、今回これを計上したということはどのようなことなのか。これは既にもう、こうなる前に、おそらくこれは予算書を作るんですから、当然、こういったことを予期してなかったとは思いますが、この流れについてちょっとご説明願います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）こちらの経費につきましては、バドミントンのスポーツ少年団の大会報償でして、実際に行われたのは1月12日なんです。1月12日に行われた経費をですね、予算がなかったものですから、すぐに支出がちょっとできなかったものですから、今回の定例会で計上させていただいたというふうなことでご理解いただければと考えてございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それはまずくはないんですか。

すでに終わったものですよね。これからの大会であれば、予算措置もわかるんですけど、これは専決

でやる部分でなかったですか。もう終わってしまったことに対する予算ですから、その辺どういうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）こちらにつきましてはですね、報償費で、これまでも大会が終わってから全部支出させていただいております。全部終了してからですね、報償費としてお支払いしているもので、過去も予算が足りなくなれば、後に補正して不足分を支出しているという形にしておりますので、よろしいかなというふうには考えております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これは、財政当局に聞けばいいんですか。

そういう支出の仕方ではよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）これは報償費ですので、本来、予算がなければそれ自体は行うべきではないと思います。ただ、今回の件に関しましては、すべてまとめた形で行なうと、はじめから決めて、決めた形の決まりを作っていて、後から報償として払うとしていると聞いております。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）今回のですね、スポーツ大会への報償の関係でございますけれど、通常であれば予算の範囲内で支出ということになっていまして、今の段階では支出を止めている状況でございます。それで、予算が付いた段階で、報償費を支払える状況になるものですから、今回の補正ということで議員の皆さんに提案しているものでございまして、あくまでも報償の関係については、「予算がなければ」ということで、当然、専決ということも考えたんですけれども、実績に基づいて金額を算出し、その中で報償の金額を決めていくということでございますので、それは専決ではなくて、その支払いというのは年度内であれば良いのかというふうに考えてございますので、今回の補正ということで計上させていただきました。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっとわかったような、わからないような話ですが、報償費であれば良いということなんですか。

要するに、普通は余裕を持って予算組みして、それで普通は余れば落とすという形になりますよね。ただ今回は、もう既に終わっている事業に対して、お金を補正するわけですから、ちょっと後手ではないかと思うんです。本来であれば、やはり多めに余裕をもって予算計上するか、あるいは足りないということがわかった時点で専決して補正するなり、おそらく報償費が前もってわからなかったという話にはならないのではないかと思います。それで、今後こういうことが、また、あり得るのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）報償費の関係は、例年多めには予算を組んでいるのですけれども、今年度に限ってですね、各全道大会ですとか、全国大会の出場者が増えてきて、予算的に余裕がなくなったということでございまして、報償費の支出につきましては、支出決定が行われた段階で支払い義務が発生するというものでございますので、まだ、支払い決定はうちの方ではしてございませぬので、予算が付いた段階で支払い決定をして支出をするということになりますので、あくまでも予算計上があって、当然、専決でも良い

のかなとは思いますが、今回は補正予算で計上させてもらったということでございます。あくまでも、大会運営にかかった経費というのはあるんですけれども、それに対して、町の方での支出決定というのがこれから行われるんです。その段階で予算があれば良いということでございますので今回補正させていただいているというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私は、教育長の言っていることは理解しますが、財務会計上これで問題はないということでしょうか。そのことだけお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）私も、過去に財政課長をやっておりましたが、問題ないという認識であります。以上です。

○議長（横関一雄）今の担当は、渡辺財政課長なので、当時は岩井教育長が財政課長であっても、今の担当は渡辺財政課長なので、今の担当の考えで答弁してもらわないと。これは答弁になりませんので、その辺、考えて答弁していただきたいというふうに思います。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の佐藤議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）先ほどの報償費の件でございますが、あくまでも報償費でございますので、まだ本人からの請求行為があるわけではございません。

報酬と違いまして、報償には謝礼的な性格、謝礼又は報償的な性格のものであって、こちらからお礼として払う部分というものでございます。今回につきましては、大会に出席した方に対して、報償を支払うという考え方で今まで進めてきているものでございますが、あくまでも予算がありませんので、予算が付いた段階で初めて実績に基づいて支出決定をして、支払うという形になります。そのため、まだ実績がわからない段階では支払いはしないということになりますので、今後予算が付きましたら支出決定をして支払っていくという形になります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それであれば、謝礼という意味合いであれば、例えば、何かの講演会があって、その講演者に支払う謝礼等もありますよね。それも先に講演料を決めないで、そして講演会が終わって、仮に100万円でした。その終わった後に100万円をこういう形の中で、補正をして支出するということも構わないということになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）はじめから、金額が決まっている報償の場合につきましては、予算がない限り、はじめから出せないということになると思います。報償ですので、今回の場合はお礼として出すものですので、その実績が固まっていますので、出てきた段階で初めて支払うという形を取ることになります。

事前に金額がわかっていて、この金額でやってくださいという形のものであれば、予算がなければ当然できないということになります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）何かこう、すごく矛盾しているようなお話に聞こえるんですけど、簡単な話、できる、できないで言うと、できるのであれば、それでよろしいのですが、どうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）基本的な考え方は財政課長からお答えしたとおりなんですけど、先ほどの教育長からのお話の中にもありましたが、今回の件については、補正でやるのか、または専決という手法も当然あったわけですが、ただ、専決ということではなくて、本来根拠が固まった中で、議会の中で正式にご論議いただきまして、その上で予算補正してから、実績に応じた中で報償として、お子さんに大会に対しての労いをするという目的で出した方が良いのではないかとということで、従前からそういった取扱いをしていると伺っていて、私も把握しているところでございます。ですから、まったく問題はないということでございます。

○議長（横関一雄）他に、ございませんか。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）6番・野崎です。

23ページです。先ほど、佐藤議員も質問されておりました、地域おこし協力隊について、関連な部分がありますのでちょっと伺いをしたいと思います。

この地域おこし協力隊として、活動報告というものが1年間に必ず出されるものなのかどうか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）地域おこし協力隊の場合ですね、毎月月報という形で、次の月は何を1か月間する予定だというものと、前の月に出したものに対して、今月はそのとおりやったとか、何日は違うことに変わっていたとか、そういう報告も毎月いただいております。出していただくときには当然こちらの職員の方でその本人と面談をするというような形でサポート・フォローをしながらやっております。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）毎月面談をされ、質疑もされているということですが、非常にこう、今現在辞められていく方がおられるということに対しては、その中身的なこと、隊員としてこういったことが私には耐えられませんか、そういうようなことも話をされるのか。やはり、辞めていくということに対しては何らかの反応が出てくるのかという感じもしますけれど、その辺に対して伺います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今回、先ほど来お話に出ておりました仁木町内で地域おこし協力隊として入っていて、辞められた方、実際3名いらっしゃいましたけれど、2名の方はご本人の体調不良、体調を崩されてお辞めになっております。1名についてはですね、当初こちらに来て、こういうことをやりたいと思い描いていたものと地域の中で実際に動いていたものと、自分の中でちょっとギャップがあったようで、そういう部分でですね、このまま続けていけないということでお辞めになっております。以上です。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）非常にこう体調不良とか、そういう形の中で隊員を続けていけないということが話さ

れたんですけど、私としては、隊員を選定する方向性というのが、非常に曖昧なのかなと思うんです。先ほど、町長も言いましたが、町の取組の中に固定しないんだというお話もされておりました。しかし、ある程度は町のために活動してもらうということ、ある程度の活動をきちんと町が方向性を出す必要性もあるんじゃないか、やりたいことをやれば良いんだということではなく、それなら、辞めたいときは辞めたら良いんだという感じに捉えられてしまいます。その辺のきちんとした町の方針というものをきちんと一つ掲げていただければ、なかなか隊員は増えるかもしれませんが、辞める率も非常に多くなるという感じがしていますけれど、この辺に対してはどう考えられるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、地域おこし協力隊の募集のときにですね、要綱等の中で、まちづくり及びコミュニティ活動の支援、そういうような仕事をしてもらいたい、また、地域資源の発掘振興に係る活動、集落の維持活性化支援に係る活動、また地域の情報発信に関する活動というような形でですね、大枠では町の方でこういうようなことに携わってもらいたいというものを出して、それに対してみなさん応募してきています。その中で、他の町村であれば、役場の臨時職員さんと同じくこの仕事してくださいというふうに仕事を固定して、それで募集しているところもあるんですが、それではなかなかご本人さん方の将来に向かっての夢ですとか、希望、そういうものにお答えできない部分もあるので、うちとしては提案型ということで、うちの大枠で決まっているものの中で、自分はどういうものをしていきたいというのを自分の中で決めていただいて、それで応募してきてもらう。それに対して我々は、ご本人の将来設計そういうものをお聞きして、この方を隊員にしよう、この方ではちょっと難しいなというのを判断してですね、人選・試験をさせていただいて入っていただいている。というところでございます。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明の中では、隊員の方に入りやすい状況ということ、また、町としてはこういうようなことを提案して入っていただいているという状況を伺いました。

実態としては、なかなかそれが、定住に結びついていないということで、やはり町側もきちんと判断をしていただかなければ、ならないのかなという感じもしています。こういうようなことが、徐々に増えてくことによって、町民の目線としては非常に不快感がある。なぜ、協力隊にそれだけお金を出して、来てもすぐ辞めてしまう。実際に定住された方、誰がいるんだという、町民の方の目線であります。ある程度はきちんとした形で、定住を目的とした形の中で取り組んでももらいたいと私は考えています。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほどから様々なご指摘、ご意見をいただいておりますけれど、そもそもこの地域おこし協力隊制度にする考え方、受け止め方によって、また全然対応が変わってくるものというふうに思っております。せっかく大事な税金を使って来てもらっているのだから、それだけの効果を発揮してもらいたいというようなスタンスであれば、なかなか隊員としてもプレッシャーや、またその責任を感じてなかなかうまくいかない結果も様々な例で聞いております。ただ、先ほどからご指摘いただいているとおり、町として、じゃあどういったスタンスで受ければいいのかというのが明確でないと、そうして辞めていくケースというの、うちに限らず他の地域でも見ておりますので、その辺きちんとこれから整理してどういった形が1番望ましいのか、これも今はじめたばかりで3年は経ちますけれども、これからも継続していくのであればそういったこともですね、しっかりと検証して取り組んでいきたいというふうに思ってい

るところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）何とぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、もう1点、お伺いしたいと思います。ページ数は32ページです。新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助金ということで、今回減額をされております。この基準というものが、おそらく新おたる農協で取りまとめられた数量の金額になるのかという感じがしますけれども、それ以上に、町として予算を組んでいたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助事業の当初予算の組み方の考え方でございますけれども、ハウスの補助金につきましては、令和元年、今年度とその前の平成30年度もやっております。それで平成30年度の状況を踏まえまして、当初予算では10棟分を見込んで計上していたというものでございます。本事業は、新おたる農協が事業主体になって農業者に対する補助金をする間接補助でございますが、当初予算では個別の農家の方にどのぐらいの需要があるかということの要望を取らずに、前年度の実績を踏まえて予算を計上したものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただいて、内容的に十分把握いたしました。これからまだ新規就農者というのは、どの程度の割合で入って来るのか、また、継続していただく方向性というものは今後も考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）新規就農者へのハウスの補助でございますが、今の要綱は、令和元年度、令和2年までの2年間で実施するということになっておりますが、その後につきましても、次期の総合計画の議論の中ですか、これから策定します総合計画の実施計画ですか、そういう中では継続したいということとで担当としては要望していく予定でございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、ございませんか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）7番・上村。

36ページのふれあい39の外壁改修工事についてなんですけれども、この工事の中で黒いネットを掛けて外すまでという期間は限られていたんでしょうか。何月から何月まで掛けていたのか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問ですけれども、ネットというのは防じん処理ですか、それらの飛散防止等の部分で掛けていたという部分でございまして、いつからいつまでという詳細の部分についてまで把握はしていませんけれども、工事に影響する、対策工事の影響がある期間については掛けていたということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）このネットを掛けはじめた時はものすごく暑い日でして、もうちょっと秋にできないのかというくらいの暑い日が続いたと思うんですね。それでも早く終わるならということで、がまんしてもらって、本当に体調に影響が出ないのか心配していましたけれども、秋になって、もう日が落ちて暗くなるときもずっと掛かっていたものですから、それはそれでお年寄りにとっては日が差さないというこ

とで、風通しも悪くて、本当にこの期間に急いで外壁工事をしてくれたのかなということが心配されていたんですけど、実際に工事に来ない日も、かなりあったと聞いていたので、本当にこちらで要望した期間内に出来たのか、人数とかそういう工事内容について満足いく結果だったのかというところはどうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の上村議員のご質問であります、この工事の部分につきましては説明会も2度ほど開催しまして、そしてそれでいろいろその中でも、当然その工事の日程の部分については厳しいご意見もいただきまして、その中で業者の方とも打ち合わせして、夏場の暑さ対策という部分もかなり厳しいという部分も皆さん入居者さんからの声もいただいた中でですね、その辺で上手く現場等も調整して、また入居者の皆さんにもご協力してもらおう部分はした中で、対応してきた部分でございます。当然、どうしてもその夏場の時期に絡む工事で、いろいろご迷惑をおかけした部分もございます。それで、この日程の部分につきましてはですね、工事に来る来ないというのは、当然建築工事という部分でいろんな業者が入ってきますので、どうしてもその時期的に人が来る来ないとか人数的な部分というのは、当然、毎日毎日ですね、大人数が来てやれるわけではなく、それぞれ工程がございますんで、その中の工事期間内で進めているというものでございまして、12月13日の工期までの部分で工事を完了したというものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）この工事費は減額になっていますけれど、工事が終わってから、換気扇から冷たい風が来るとか、網戸が壊れていたとか、それから水が玄関の前のところにたまるようになったとか、いろんな支障が出て、あとはパッキンがきちんとなっていなかったとか、そういう後の工事というは、これに含まれていて、なおかつこれは残額が残ったんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの残につきましては、議会の議決もいただいております、その段階で、6月の定例議会でも報告しておりますけれども、そちらの分と変わってございまして、執行残というものでございます。また、実際、工事が終わってからの部分ですけれども、実際に春ですとかに、一度また点検という形で入る予定ではいたんですけれども、実際、終わってからの部分で一部ちょっと水がたまったりだとかという部分があったりだとか、ちょっと一部ドアのパッキンの部分がおかしいというところでもいろいろお声もいただいたものですから、その辺を確認した中でですね、調整する部分は当然調整しようという形の中で、業者をお願いして業者の方の企業努力という形で対応していただいているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、ございませんか。3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）3番・門脇です。

予算書27ページの部分の民生費、この中の19節、ぬくもり灯油の助成事業の133万円の減額の部分ですが、本当に町民にとりまして、対象になっている方については、この灯油が高くなっているときに助成していただけるという部分については本当に大変にありがたい内容でございます。毎年予算も計上されてきているわけですが、今回、この133万円の減額ということで、これの内訳といいますか、この状況、なぜこういうふうになったのか、その部分をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）ぬくもり灯油の対象につきましては、当初予算査定したときには、高齢者が312世帯、障害者世帯18世帯、ひとり親7世帯と337世帯ありました。その後、これは所得が非課税の関係がありますので、税務課にすべて照会をかけて、本人が課税になった場合はもちろん外れますけれど、世帯員のどなたかが課税になった場合も外れます。それと、在宅ではなくて、施設だとかに入った方はすべて除かれますので、その精査した結果、最終的には204世帯ということで、行なっているところでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）5番・嶋田。

説明書の28ページ。民生費でございます。障害者福祉サービス費等扶助の1651万4000円の減額というのですが、金額的には全体で2130万9000円とありますが、この理由をちょっと教えて下さい。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）障害者福祉サービス費及び障がい児通所支援費ということで、当初予算では2億4911万2000円みていたところですが、実際にそのサービスを使っているだとか、通所しているとかの確定によりまして、今回、この額を減額しております。

○議長（横関一雄）5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）もう一度お願いします。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）このサービス費につきましては、予算説明資料の中にもあるんですけれども、障害福祉サービス費ということで、その中で、この額については利用している方も200名ほど。ちょっと計算をしないと正確な数字はわかりませんが、およそ200名ほどで、サービスについても数多くサービスを使っております。それで、予算額についても非常に高額な2億円を超える額となっております、それで、実際に利用して、かかった額が確定されましたので、その執行残ということで今回落としているところでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、ございませんか。2番・木村議員。

○2番（木村章生）2番・木村。

20ページ、仁木町街路灯設置補助金なんですが、今年度どのくらいの件数があって、これだけ残ったのかというのをちょっと教えて下さい。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）只今の木村議員のご質問ですけれども、こちらの方の街路灯補助金については、当初予算で500万6000円をみておりました。そしてこちらの方の実績といたしまして、交付決定額で307万6300円こちらの差し引きが今回の減額192万9000円となっているところでありまして、令和元年度の街路灯補助については、これまでも街路灯補助は、各町内会等団体等に電気料の3分の2を補助しておりまして、LED設置の3分の2も補助しているところでございます。そちらの方が、かなりの町内会で普及しているところでございまして、一部の町内会でまだ進んでいないところがございしますが、多くの町内会で進んでいて、電気代の削減、そしてLEDを設置することによって故障や電燈切れだとかという部分も少なくなっているという状況で、電気代が減ってきているという状況で、今回は190万円ほど減額ということになってございます。

○議長（横関一雄）他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 議案第2号

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第2号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億187万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第2号、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入までを補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計27万3000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億187万4000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計27万3000円を減額し補正後の歳出合計額を2億187万4000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源が3000円の増、一般財源が27万6000円の減でございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより521万5000円の減額、2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、収入見込みにより11万5000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、2目、証明手数料につきましては3000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては26万6000円の減額でございます。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は509万6000円の追加でございます。

次に、8ページをお開き願います。6款、諸収入、3項、1目、雑入につきましては22万4000円の追加でございます。後志広域連合負担金過年度分返還金でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は財源内訳の変更でございます。その他財源が3000円の増、一般財源が3000円の減となっております。2目、広域連合負担金につきましては、後志広域連合分賦金の決定により27万3000円を減額するものでございます。以上で国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第3号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1135万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5972万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第3号、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金、3款、繰入金及び6款、町債を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計1135万5000円を減額し、補正後の歳入合計額を3億5972万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費及び2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計1135万5000円を減額し、補正後の歳出合計額を3億5972万6000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。配水管整備事業大江地区の事業費の確定に伴い、起債限度額を6910万円から6870万円に変更するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が18万1000円の減、地方債が40万円の減、一般財源が1077万4000円の減でございます。

7ページをお開き願います。歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、施設整備費国庫補助金につきましては、簡易水道等施設整備費補助金で、配水管整備事業大江地区の事業費の確定により18万1000円を減額するものでございます。

8ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては1077万4000円の減額でございます。

次に、9ページをお開き願います。6款、1項、1目、町債につきましては、3ページの地方債補正で説明したとおり40万円の減額でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、129万5000円の追加でございます。3節、職員手当等につきましては68万4000円の減額、19節、負担金補助及び交付金につきましては1000円の減額でございます。27節、公課費につきましては198

万円の追加でございます。これは令和元年度分消費税及び地方消費税の中間申告分の追加でございます。

次に、12ページをお開き願います。2目、維持管理費は230万9000円の減額でございます。13節、委託料につきましては、執行残75万4000円の減額、15節、工事請負費につきましては、水道メーター取替工事、膜モジュール交換工事の執行残155万5000円の減額でございます。

13ページをお開き願います。2款、1項、施設費、1目、施設管理費につきましては312万1000円の減額でございます。2目、施設整備事業費につきましては、13節、委託料及び15節、工事請負費において配水管整備事業の事業費の確定により722万円の減額でございます。以上で令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第4号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7261万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第4号、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計6万9000円を追加し、補正後の歳入合計額を7261万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計6万9000円を追加し、補正後の歳出合計額を7261万円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが一般財源で6万9000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料は225万3000円の減額でございます。これは被保険者の普通徴収への変更などによるものでございます。2目、普通徴収保険料は232万2000円の追加でございます。被保険者の増加や特別徴収からの変更などによるものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者広域連合納付金は6万9000円の追加で、納付金の増額によるものでございます。以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 執行方針

令和2年度仁木町町政執行方針

令和2年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第11、執行方針『令和2年度仁木町町政執行方針』、『令和2年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、『令和2年度仁木町町政執行方針』について発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和2年度町政執行方針。

町政執行について。

令和2年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、令和2年度の町政執行方針について申し上げます。

本年度は、私にとって町長就任2期目の集大成となります。町民の皆さまの声に真摯に耳を傾け、信頼と安心力を確かなものにしながら、役場が一丸となり「ワンチーム」として最善の努力を傾注し、行政運営に全力で取り組んでいく所存であります。さらには、最終年次を迎える第5期仁木町総合計画の総仕上げの年として、各重点事業を積極的に進め、誰もが住み続けたい・住みたくなる「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にするまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

さて、我が国は、少子高齢化の急速な進展に伴い、2008年（平成20年）をピークに総人口が減少に転じて以来、2018年（平成30年）には約1億2644万人だった人口は、42年後の2060年には約9284万人まで減少すると推計されており、同時に高齢化率は将来的に約4割まで上昇すると言われております。一方、東京圏への人口流入は拡大傾向にあり、2018年（平成30年）には全人口の約3割が東京圏に集中するなど、良好な雇用や所得環境の下、東京圏への一極集中に歯止めがかからない状況となっております。本町では、人口減少、少子高齢化が国より早いスピードで進行しており、これらへの対策を講じなければ、2060年には現在の約半分の1669人まで人口が減少することが推計され、持続可能な地域社会を維持していくには、地方創生の取組を強化し、加速化させていくことが極めて重要なものと考えております。こういった中、国では、地方公共団体と一体となって地方創生を深化させるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和元年12月20日の閣議において決定いたしました。国の新たな総合戦略においては、人口減少を克服し、活力ある日本社会を維持していくため、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」などの4つの基本目標と「多様な人材の活躍を推進する」及び「新しい時代の流れを力にする」という2つの横断的な目標が設定されました。その実現に向け、関係人口の拡大に向けた企業版ふるさと納税の拡充、地域におけるSociety5.0推進などの新たな施策を展開することとしております。これらを受け、本町においても、令和2年3月に、第2期「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後は、この総合戦略に基づき、各種プロジェクトを推進することとしております。新たな総合戦略は、地域、産業、教育、福祉など各団体からのヒアリングや、高校生から50歳代までの多世代の町民並びに包括連携協定を締結している企業や北海道後志総合振興局の若手職員を交えたワークショップを全6回にわたり開催するなど、広範な町民はもとより仁木町を応援していただいている企業や行政機関との協働により策定したものであります。この第2期の総合戦略では、ワインツーリズムプロジェクト、競争力のあるミニトマト産地づくりなど、第1期総合戦略において一定の成果があったものはブラッシュアップを行い、KPI（重要業績評価指標）を達成できなかったプロジェクトは、到達できない要因を十分に検証し、事業の内容や仕組を見直した上で、今後の5年間にわたって継続して取り組んでいくこととしております。特に、人口減少を抑制する上で、重要な合計特殊出生率の向上については、KPIで設定した1.55を下回る1.23に留まり、安心して出産できる環境づくり、子育て世代の

経済的支援プロジェクトなど、他の市町村の支援水準を上回る、妊娠・出産・子育て期の母親への切れ目のない支援を行ったにも関わらず全国平均の1.44、全道平均の1.29にも及ばない結果となりました。子育て世代の皆さんに話しを伺ったところ、合計特殊出生率を向上させるためには、町内で安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備が必要であるとの意見を多くいただきました。さらには、保育所や放課後児童クラブでは待機児童及び潜在的待機児童が発生していることや、施設の老朽化や狭隘化が著しいなど、本町の子育てを巡る環境が極めて脆弱な状況となっていることや、女性の就業率が約8割と全国平均の7割より高く、父親が子育てに参画する割合が高いといった子育て世代の特徴を踏まえ、保育所や放課後児童クラブなど、子育てを支援する施設の質・量の充実を図ることが極めて重要であることを改めて認識したところであります。既に公表しているとおり、町では、令和5年度からの供用開始を目指し、子育て支援の拠点となる新たな施設の建設を計画しているところでありますが、当該施設は、地方創生の推進、ひいては本町の持続的な発展を牽引していく上で、重要な施設であるとの認識の下、第2期の総合戦略の重点プロジェクトに位置付け、関連する施策の充実を図りながら、子ども・子育て世代への支援に取り組んでまいります。

また、「地方創生の推進に向けた財源」を確保するため、令和元年度において前年対比で5倍の納税額2億3千万円となった「ふるさと納税」については、返礼品の充実を図り、更なる増額を目指すほか、令和2年度の税制改正において税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しにより、納税額の増加が期待されている「企業版ふるさと納税」についても積極的に取り組んでまいります。時代によって変化していく様々な地域課題に適切に対応していくためには、行政の力のみならず、町に関わる多くの主体の力を活用することが必要不可欠であると考えております。この考え方の下、私は、企業と自治体が連携して社会課題の解決に取り組む「包括連携協定」に着目し、これまでに、株式会社もりもと、株式会社北海道銀行と協定を締結したほか、令和元年度には、株式会社ニトリホールディングス、株式会社ピクシーダストテクノロジーズ、ジャパンモバイル株式会社の3社と新たに協定を締結し、それぞれの企業が有するノウハウやネットワークを活用した課題解決への支援など、企業とのサステナブル（持続可能な発展）な関係の醸成に努めてきたところでありますが、令和2年度においても、更なる企業や団体との連携に向け、取組を強化してまいります。なお、第2期総合戦略のプロジェクトの推進や企業との連携を構築させていくため、北海道の地域振興派遣制度を活用して令和2年度からの2年間、北海道から派遣される職員を企画課に配置することとしております。これからも魅力と活力を創造し続ける仁木町であるためには、遠い将来を展望した視点を常に持ちながら、町政の運営に取り組んでいくことが重要であると考えております。今後のまちづくりに当たっては、人口減少の緩和に努めながら、国連が採択した持続可能な開発目標であるSDGsの視点を踏まえつつ、町の発展を継続させ、今を生きる私たちはもとより、将来を担う子どもたち、そして将来の世代までが幸せに暮らしていける仁木町を目指してまいります。その上で、行政の仕事は、町民のためにあるという認識の下、最適なサービスを的確かつ迅速に届けていくため、常に町民の目線で、いつでも地域に出向き、町民の皆さまの声に耳を傾け、わかりやすい言葉で伝えるなど、全ての職員が、町民一人ひとりに寄り添った行政を推進できるよう、私自身が先頭に立ち、情熱と気概を持って一つひとつの課題に取り組んでまいります。また、職員の世代交代が進む中であって、多様化・高度化する行政ニーズに対し、スピード感をもった的確に対応できる職員の育成が喫緊の課題となっております。このため、管理職員がプレイングマネージャーとなり若手職員に対し、仕事に必要な知識・技術・技能・態

度などを実際の仕事を通じた指導（OJT）の徹底や、職員の各々のスキルやモチベーションを向上させるため、若手経済人を始め多様な人材との交流や、自主企画研修の創設など、職員研修の充実や、人材育成を目的に実施している「人事評価制度」が適切かつ有効に機能されるよう全ての職員が参加する研修会を継続して実施するなど、職員の育成に向け不断の取組を推進してまいります。

それでは、令和2年度仁木町一般会計を始め、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、私の所信と主な施策について申し上げます。

本年1月20日に閣議決定された「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による本年度の我が国経済の見通しでは、総合経済対策の円滑かつ着実な実施などにより、雇用・所得環境の改善が続く、経済の好循環が伸展し、内需を中心とした景気回復が見込まれるものの先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響があるほか、今般、中国武漢市で発生し、日本を始め世界中に広がっている新型コロナウイルスによる、経済や産業への影響も懸念されます。このような状況の下、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指し、更には誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現するとされております。国の令和2年度一般会計の予算総額は、社会保障関係費が増大し、前年度当初予算対比1.2%増の102兆6580億円と8年連続で過去最大を更新しております。歳入では、税収は前年度対比1.6%増の63兆5130億円を見込み、歳入不足を補う新規国債の発行は0.3%減の32兆5562億円となり、公債依存度は31.7%と0.5pt改善されております。一方、歳出では、政策的経費である一般歳出が2.5%増の63兆4972億円となり、地方交付税交付金等が1.1%減の15兆8093億円となっております。歳出項目別では、歳出の3割以上を占める社会保障関係費が、5.1%増の35兆8608億円と過去最大を更新し、公共事業関係費は0.8%減の6兆8571億円となっております。地方財政対策につきましては、歳入合計額を90兆7400億円程度と見込み、一般財源総額は1.2%増の63兆4318億円を確保し、過去最大となっております。地方税収入につきましては、1.9%増の40兆9366億円を見込み、不足額を補う地方交付税は、自治体への配分額で2.5%増の16兆5882億円となっております。また、財源不足を補てんするために発行する臨時財政対策債は3.6%減の3兆1398億円が計上されております。歳出では、本年度から開始される第2期まち・ひと・しごと創生事業費においては、引き続き1兆円が確保されております。本町の財政状況は、平成30年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っている状態であるものの、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるといった財政基盤の脆弱さは、財政運営上の大きな懸念要因となっております。今後も、町債や基金の適切な管理によって将来世代へ過度な負担を残さない、将来を見据えバランスがとれた健全な財政基盤を堅持してまいります。

令和2年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は所得の状況などにより減収になると見込み、固定資産税、軽自動車税につきましては増収を見込んでおり、法人町民税、市町村たばこ税を合わせた町税全体では、前年度対比944万2000円増の3億2255万9000円を予算計上しております。地方交付税につきましては、普通交付税で16億3000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比5000万円

増の17億7500万円を見込んでおります。地方債につきましては、橋りょう補修事業、農業競争力強化基盤整備事業、過疎対策事業債ソフト分等、それに臨時財政対策債を合わせた1億8300万円を予算計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にあります。前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算計上したところであります。基金からの繰入れにつきましては、定住促進住宅補助金、定住促進共同住宅建設費補助金、子育て支援拠点施設整備事業、乳幼児医療費助成事業などの総合戦略関連事業は、ふるさと振興基金9273万9000円を、役場庁舎等複合施設中央監視装置更新工事は、公共施設等整備基金1278万2000円を活用し、事業を推進することとしております。また、平成31年3月に創設された森林環境譲与税で造成した基金を活用し、北海道林業・木材産業人材育成支援協議会賛助金、森林作業道整備事業補助金、造林事業補助金及びフルーツパークにき施設管理用備品購入費として552万円の繰入れを行っております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金1億9348万3000円を取り崩し、繰入れを行っております。

一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て支援、地域振興など、総合戦略の推進に重点をおいた予算編成を行ったところであります。

予算規模、一般会計総額36億1512万9000円、前年度対比5884万6000円、1.6%の減。国民健康保険事業特別会計総額2億712万8000円、前年度対比1065万8000円、5.4%の増。簡易水道事業特別会計総額4億1761万5000円、前年度対比4660万2000円、12.6%の増。後期高齢者医療特別会計総額6941万円、前年度対比496万1000円6.7%の減。4会計予算の合計は、総額43億928万2000円となり、前年度対比で654万7000円、0.2%の減となっております。

令和2年度の施策について。

安心～誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり～。

少子高齢化の急速な進展や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人が家庭や地域の中で自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、共に支え、共に生きる「福祉社会コミュニティづくり」を目指し、令和3年度からスタートする「第6期仁木町総合計画」に即し、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる「第3期仁木町地域福祉計画」（令和3年度から5年間）の策定を行ってまいります。また、地域福祉の推進につきましては、引き続き住民福祉の向上のため地域の実情に応じた様々な事業を担っている仁木町社会福祉協議会、各町内会や民生委員・児童委員と連携を密にしながら、生活困窮者やひとり親家庭、障がいのある方や高齢者世帯など、それぞれの生活を見守り支えていく取組を進めてまいります。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、令和元年度に策定した「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもと家庭と地域で育むやすらぎの里」を基本理念に、地域の皆が子育てを通じて優いつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で、安心して子育てができる地域社会を築いてまいります。また、新たな子育て支援拠点施設の整備につきましては、令和元年度に策定した「（仮称）仁木町子育て支援拠点施設整備構想」に基づき、現行の保育所、学童保育、地域子育て支援拠点をベースに、新たに「児童館」を加え一体化させた施設を令和5年度からの供用開始を目指し、整備を進めることとし、本年

度は基本設計等を実施いたします。さらに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けて、子育て世代の経済的な支援の充実を引き続き図ってまいります。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が全面的に実施されておりますが、対象となっていない3歳未満の子どもについても、本町独自の取組として、引き続き、保育所等を利用する第2子以降の保育料を無償化する仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてまいります。社会福祉法人 よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として、通常保育に加え、ダンスや手話など情操教育を実践しているほか、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりの実施や障がいのある児童の保育にも取り組んでおります。今後も連携を図り、保育サービスの充実に努めてまいります。なお、同保育園において平成30年度から発生している待機児童問題につきましては、施設環境の改善を行うほか、保育士の確保に向けた取組を行うことにより、更なる連携の下、待機児童の解消に努めてまいります。同法人が開設している地域子育て支援拠点「おおきな木」につきましては、子育ての孤立感、負担感の解消を目的に地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などの活動を実施しておりますので、多くの利用が図られるよう子育て世帯への周知に努めるほか、引き続き必要な支援を行ってまいります。また、児童養護施設櫻ヶ丘学園において、一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができるよう、本年度も仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。大江・銀山の両へき地保育所の運営管理につきましては、指定管理者制度を活用し、保護者のニーズに即した効率的な運営を行い、地域に根ざした保育所としての特色を活かした保育サービスの提供に努めてまいります。ひとり親家庭に対しては、本年度も保育奨励金を支給する子育て支援推進事業を継続してまいります。日中、保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供するため、引き続き、放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設し、子どもの健全な育成を推進するとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。なお、利用する児童が増加している仁木地区につきましては、施設の確保が難しく、児童の安全を確保するため、当面の間、小学3年生までの利用とし、受入制限をすることといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の出産に対して出産祝金を贈る事業を引き続き実施してまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、市町村が提供する地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を引き続き実施してまいります。また、障がい者等への支援体制を図るため、仁木町障がい者自立支援協議会において個別検討会議を開催し、困難事例の協議を進めてまいります。さらに、近年、身体障がいに関する相談に加え、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方に関する相談が増加し、特に適切に対応する上で専門知識が必要な児童の発達障害等や成年者の事案が増えていることから、北後志5町村の基幹相談支援センターとなっている、しりべし圏域総合支援センターに加え町内事業所に相談事業を委託し、相談体制の充実を図るとともに、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子どもたちへの早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。また、自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により、法律的に保護・支援をしてまいります。

低所得者等の冬期間の生活を支援するため、灯油購入費の一部を助成し、ぬくもりある福祉の向上を図ることを目的とする「ぬくもり灯油助成事業」を継続して実施してまいります。

介護保険の基本理念は自立支援にあります。「第7期後志広域連合介護保険事業計画」（平成30年度～平成32（令和2）年度）では、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことを可能とするには、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築し、地域の実情に合わせて深化・推進していくことが重要としております。本計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、2025年（令和7年）を見据え、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされております。本町では、平成27年度から地域ケア会議を開催し、高齢者の個別ケースの検討を通じて、地域課題の把握に努めております。また、生活支援体制整備の一環として、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体が中心となり、互助による生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向け、地域の支援ニーズの把握や関係者のネットワーク化に向けた取組を推進してまいります。

本町の高齢化率は40%を超え、今後、増加が予想される認知症高齢者に適切に対応するため、施策を推進してまいります。認知症初期集中支援推進事業として、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方やその家族に対し早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動により、早期診断・早期対応に向けた支援を実施してまいります。介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、訪問型サービス・通所型サービスを引き続き実施するとともに、高齢者が要介護状態となることをできる限り防ぐために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう一般介護予防事業として「通所型短期集中予防サービス運動教室」を実施してまいります。また、高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため「ふまねっと運動」等の介護予防教室を開催するとともに、昨年度から開始した認知症カフェの機能も取り入れた「リハカフェ」も充実させ、介護予防対策と認知症対策を兼ねた一体的な支援につなげてまいります。さらに、閉じこもり予防教室等も引き続き実施するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある対象者の把握に努め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう推進してまいります。併せて、町独自のサービスであります、地域支援事業及び生活支援事業につきましても町内の社会福祉法人と連携を図りながら実施してまいります。第2期仁木町健康づくり計画は、町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、各世代別に生活習慣病予防に視点を置いた項目を定め、推進しているところであります。町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付け、心身の健康づくりに取り組む必要があることから、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施するとともに、保健師及び管理栄養士による健康教育・栄養指導や健康運動指導士による健康運動教室に加え、本年度も町内の内科医による生活習慣病予防に関する講話を開催し、町民の健康増進に努めてまいります。

母子保健では、総合戦略において取り組む「結婚・妊娠・出産に対する支援プロジェクト」として、不妊に悩む家庭に対して北海道が実施している北海道特定不妊治療費助成事業を補完して、不妊治療に対する助成を引き続き実施してまいります。また、新生児聴覚検査費の一部助成を実施し、難聴児を早期に発見し、適切な療育や治療につなげる支援を行ってまいります。本年度から新たに実施する産婦健診を始め、妊婦健診、乳幼児健診、離乳食教室及び母子栄養食品の支給、助産師等の専門職を活用した母親学級、ベビーマッサージ教室、訪問活動につきましては、引き続き実施するとともに、切れ目なく妊娠・出産・子育てに関する相談の強化を図ってまいります。特に、発達障がい等、子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による月1回の発達相談につきましても継続してまいります。精神保健では、在宅の

精神障がい者の社会復帰を図ることを目的に、本年度も社会復帰学級を開催してまいります。予防事業では、予防接種法に基づくBCG、四種混合、日本脳炎など乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌に対する助成を引き続き実施してまいります。そのほか、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施してまいります。また、ピロリ菌を早期に発見・除菌することにより、将来の胃ガン等の発症を予防することができることから、中学2年生の段階で、本人及び保護者が同意した希望者を対象に、検査から治療に至るまでの費用を全額町が負担するピロリ菌対策事業を引き続き実施してまいります。北海道医療給付事業であります重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の各医療給付につきましては、総合戦略の「子育て世代の経済的支援プロジェクト」として、中学生までの入通院を対象とした乳幼児等医療費助成を実施するほか、それぞれの医療給付制度に町単独給付を上乗せし、実施してまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、市町村が運営してきたところですが、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、北海道が国保運営における中心的な役割を担っております。本町は、平成30年度に国保税の引き下げを行いました。今後とも被保険者の負担増とならないよう安定的な財政基盤の維持に留意した上で、皆さまの健康を支えてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、健康増進を支援する特定健診・特定保健指導、胃がん・子宮がん検診等への一部補助や短期人間ドック事業を引き続き実施してまいります。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保に努めるとともに、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制及び救急医療体制の維持を図ってまいります。課題となっておりました周産期医療体制の確保につきましては、平成30年7月から小樽協会病院の分娩取扱が再開され、体制の充実が図られており、産婦人科体制の維持に係る支援につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置しております「北後志周産期医療協議会」の決定事項に基づき、本町も応分の財政支援を行ってまいります。

町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることは、行政の使命であります。災害を未然に防ぐ対策や、迅速な消防活動及び救急救助体制につきましては、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防団との連携を強化しながら充実を図ってまいります。仁木支署職員は、救急救命士5名を含む16名体制となっており、北海道消防学校での教育、札幌医科大学付属病院や余市協会病院での実習など各種研修に参加し、消防・救急救命技能の維持向上に努めております。また、救命における早期の治療開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をドクターヘリのヘリポートとして、引き続き活用していくことと併せ、着陸可能場所の更なる充実に向けて検討してまいります。消防車両の状況につきましては、高規格救急車が1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型が2台、小型動力ポンプ付積載車を仁木、然別、大江、西馬、銀山、長沢及び尾根内地区に各1台配備しております。仁木消防団につきましては、本年2月1日現在、男性団員が82名、女性団員が18名の合計100名の実員体制となっております。消防団は地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動してまいります。近年、町内で発生する火災に対し、消防団員の教育訓練や実習などにより技能の向上に努めるとともに、訓練用消火器を配備し、町民に対する使用訓練

を実施して、防災意識の向上にも努めてまいります。今後におきましても、仁木支署職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、地域の安心・安全を確保してまいります。

近年頻発している地震・台風等による自然災害や原発事故による原子力災害に対し、国及び北海道による原子力防災計画等の修正を踏まえ、引き続き地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、災害発生に備え、北海道から交付される原子力防災対策費補助金を活用して、災害発生時に使用する非常用毛布やエアーマットなどの防災資機材の整備や非常食の備蓄整備を継続してまいります。自然災害に関する情報につきましては、防災行政無線を活用して気象情報を伝えるとともに、防災ガイドマップを作成の上、全戸に配付し、余市川の洪水浸水想定区域や、昨年新たに指定された土砂災害警戒区域等について、住民の皆さまに改めて周知してまいります。仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては、引き続き取り組むこととし、町民の災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚を図ってまいります。余市川の水害対策につきましては、固定式大型排水ポンプ4台、移動式大型排水ポンプ5台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。今後におきましても、国、北海道及び周辺自治体と連携を図りながら、自然災害及び原子力災害の防災対策を進めてまいります。交通安全対策につきましては、昨年7月に死亡交通事故が発生し、平成24年から続いておりました「交通死亡事故ゼロの日」が途切れることとなりました。痛ましい事故が町内で発生しないよう、関係機関と連携を図りながら、日々を積み重ねていかなければなりません。毎年、全道・全国的にスピードの出し過ぎや高齢運転者による事故、未だ飲酒による事故も後を絶たないことから、継続して旗の波運動や交通安全協会役員を中心とした飲酒運転根絶見回り隊による啓発活動などを実施するとともに、チャイルドシート購入に対する助成の継続や運転免許証自主返納に係る助成を実施し、交通安全に関する教育・普及啓発活動に取り組んでまいります。町民の安全確保と犯罪防止のために防犯灯や街路灯の役割は大きいことから、省エネによる環境への配慮や電気料コスト削減のため、引き続きLED化を推進し、仁木町街路灯設置費等補助金交付規則に基づき、助成してまいります。

学び～心豊かに学び育むまちづくり～。

今後も教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、引き続き総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めるとともに、令和3年度は仁木町教育大綱の策定年度であることから、教育委員会・関係機関と意思疎通を図り、未来を担う青少年の健全育成をはじめ、教育行政のより一層の推進が図られるよう仁木町教育大綱の策定作業を進めてまいります。

潤い～やすらぎと潤いのあるまちづくり～。

生活や産業の基盤であります道路・水道の整備及び適切な維持管理、河川の適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、地域住民の利便性の向上を図るため、昨年度に測量設計を終えました東町15丁目の町道中フレトイ線の改良舗装工事（延長285m）を実施してまいります。また、次年度の改良舗装工事に向け、北町1丁目の町道北町公園前2号線及び北町公園前3号線の測量設計（延長267m）を実施してまいります。橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい砥の川橋の補修工事（3年目）を引き続き実施してまいります。また、延長15m未満の橋りょうにつきましても、次年度以降の工事に向け、補修設計を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、

交通安全確保のため、本年度も定期的にパトロールの実施、路肩等の草刈り、路面補修などを実施してまいります。除雪事業につきましては、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長89km（車道133路線、歩道9路線）を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります排雪業務を実施してまいります。また、個人が管理する私有道路につきましても、除雪を対象とした補助金を引き続き交付してまいります。河川の維持管理につきましては、近年頻発している河川災害の発生防止に向け、砂利上げなどの河床整理や河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。

町営住宅事業につきましては、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は、サン・然別屋上防水改修工事を実施してまいります。

水道事業につきましては、引き続き、大江地区の配水管整備事業を進めてまいります。本年度は、大江1丁目の国道5号沿い水道本管布設替工事（延長326m）及び町道大江2号線ほか3路線の水道本管布設替工事（延長1,334m）を実施してまいります。また、高規格道路の倶知安・余市道路仁木IC改良工事に伴う町道1番線及び町道稲園線の配水管移設工事（延長536m）を実施してまいります。なお、新然別浄水場をはじめとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、各種ポンプの交換等、計画的な更新を進めてまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組により若者を中心とした町外からの転入者の増加に伴う人口の社会増に対応するため、新築住宅の建設や住宅リフォームに対して補助する定住促進住宅補助事業と民間の賃貸共同住宅建設に対して補助する定住促進共同住宅建設費補助事業を本年度も実施し、移住・定住化の促進を図ってまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であります。町営予約制バス（ニキバス）の運行も1年半が経過し、町民皆さまの生活にも浸透してきたものと感じております。生活バスの運行は、通学や通院、買い物など、交通弱者の日常生活に必要なものであることから、今後も引き続き町民の皆さまからのご意見・ご要望などを伺いながら、より利用しやすく持続可能な交通体系の確立に向けて、調査・研究を重ねてまいります。

近年のIT技術の進展によりインターネット環境は、私たちの生活にとってなくてはならないものとなっております。しかしながら、町内には通信環境が十分ではない地域も残されていることから、包括連携協定による民間企業の協力を得ながら、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

北海道横断自動車道余市・小樽間の開通により、本町から札幌市までの所要時間が短縮され、観光をはじめとする産業振興のみならず、私たちの日常生活においても、その便利さを実感しているところであります。接続する高規格道路の倶知安・余市道路につきましては、北海道開発局の直轄事業として行われており、昨年12月から新稲穂トンネルの掘削工事にも着手し、本年度も順次、道路設計、調査測量及び一部工事が行われる予定となっております。また、北海道新幹線につきましても、二ツ森トンネル（尾根内工区）の本坑掘削工事が、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構において進められ、本年2月1日現在でトンネル延長4615mのうち1180mまで掘削工事が進んでいると伺っております。工事に伴うトンネル発生土の受入地につきましては、町から候補地を紹介し、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構において調査・検討を進めているところであります。今後におきましても、地域の皆さまに情報をお伝えしながら両事業が円滑に進められるよう対応してまいります。

近年、ライフスタイルや住環境の変化に伴い、ごみの種類も多様化しており、環境負荷の増大が懸念されております。家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましては、6市町村からなる北しりべし廃棄物処理広域連合にて焼却を行い、「燃やせないごみ」につきましては、回収後、再分別をして仁木町クリーンセンターに埋め立てております。町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理が励行されていることにより、ごみの減量化が図られているところでありますが、今後におきましても、更なるごみの減量化と各種資源ごみリサイクルの啓発を推進し、町民意識の向上を図るとともに仁木町クリーンセンターの延命化に努めてまいります。粗大ごみの収集につきましては、仁木町クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集を2回実施してまいります。また、日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がい者の方には、個別に訪問し声かけによる安否の確認等を行いながら、ごみを収集する「ふれあい収集」について、令和元年度の試行を踏まえ、本格的に実施いたします。環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し実施している、合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。また、本町を含む北後志5か町村で構成しております北後志衛生施設組合のし尿処理施設であります「北後志衛生センターし尿処理施設」の更新につきましては、構成町村とともに余市下水処理場で受け入れ処理する下水道広域化推進総合事業を進めてまいります。余市町、赤井川村とともに例年5月に実施しております余市川クリーンアップ作戦につきましては、本年度も引き続き実施し、水質保全に努めてまいります。

活力～豊かで活力あるまちづくり～。

昨年の仁木町農業を振り返りますと、春先から天候に恵まれ、遅霜による果樹などへの被害が見られたものの、台風による大きな被害もなく、生産量は総じて良好な年でありました。主要農産物でありますミニトマトは、生育、果実の肥大とも良好に推移し、収穫量は平年を上回りましたが、8月の最盛期に入り全国的な市場価格の低迷、記録的な猛暑などが重なり、生産者の皆さんには、その対応に大変苦労されたシーズンであったと振り返っております。水稻については、作況指数が101となり、千粒重は平年並みで、一等米も7割程度となっております。ぶどうにつきましては、露地、ハウス栽培とも収穫初めが平年より1週間以上早く、糖度の高い果実となりました。また、醸造用につきましても品種全体では糖度の高い傾向でありました。さくらんぼは、着色が良好で糖度も高く平年を上回る良好な出来となり、収穫後半の品種まで順調で、全体収量も前年比140%程度まで伸ばすことができております。

さて、我が国は、2018年12月に発行したTPP11、2019年2月に発行した日欧EPA、そして本年1月に発効した日米貿易協定の3つの大型協定で、世界のGDPの6割に上る巨大な自由貿易の渦中に入りました。様々な農産品の関税が縮小される中、本町の特産農産物である「ぶどう」は、輸入量が27%増、ワインも7%増となりました。本町の農産品が外国産に負けないためには、より付加価値の高いものとなる必要があると考えているところであります。国が実施する貿易対策の施策について最大限の活用ができるよう町といたしましても情報収集に力を入れると同時に、ホームページ等でも周知しながら、新おたる農業協同組合や生産者等と連携し取り組んでまいります。一方、国内では、今後10年を期間とする国の農政の方針を示す食料・農業・農村基本計画の見直しに向け議論が進められており、本年3月には閣議決定を目指しております。この計画では、食料自給率目標、担い手育成や農地の維持、農家所得の向上、農村の活性化など様々な課題に対してどのような政策が必要なのか、その方向付けが示されることになっております。現在行われている取りまとめ段階の議論では、担い手の育成・確保を重視し、2020年度末ま

で、地域で中心的な役割を果たす農家を特定する考えを打ち出す経営政策や、小規模農家や家族経営の役割を重視した多様な農家にあった経営を確立し、農村の所得と雇用の確保につなげる農村政策の構想を示しております。また、国の審議会の中では「農村の多面的機能の発揮」や「関係人口」の拡大と関係深化に結び付けることも論点となっているところであります。今後も、国の動向を注視しつつ各種施策や取組を進めてまいります。本町において農業は、地域経済や雇用に大きな役割を担っており、将来に向けても、この役割を果たしていくことができるよう努めてまいります。

農業の担い手の確保では、引き続き仁木町新規就農受入協議会を中心に活動することとし、本年度は4名の農業研修生を受け入れる予定となっております。本年度の研修生は、昨年9月に開催した仁木町就農・農業体験セミナー（トライアルワーク）に参加した大阪府と胆振管内の男性2名のほか、東京都の男性1名、2年目研修となる後志管内の男性1名の計4名で、それぞれ研修開始までには家族を連れて転入する予定となっております。また、昨年研修を終えた2組が本年度から新たにミニトマト農家として就農することになっており、研修生の受入農家を始め生産組合の組合員、期間中のサポートに尽力された新おたる農業協同組合の関係者の皆さまに対し、この場をお借りして感謝申し上げる次第であります。本年度も引き続き関係機関・団体が連携し、就農者の支援に努めてまいります。個別の取組として、新規就農者に対しては、生産基盤となるパイプハウスの新設について、引き続き支援してまいります。果樹ハウス長寿命化対策につきましては、さくらんぼ、ぶどうなどの果樹連棟ハウスの老朽化した雨どいなどの部材の補修へ支援をしてまいります。

ブランド産地確立事業につきましては、新おたる農業協同組合が実施する仁木町産農産物PR活動や、農産物のブランド化の支援に取り組むこととし、特に、生食用ぶどうの高級品種「シャインマスカット」のブランド化に向け、生産者団体及び関係団体で組織するブランド化推進チームの取組に積極的に参加してまいります。

農業・農村が有する多面的機能が維持、発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成する活動組織が行う取組に対して、国の多面的機能支払交付金を活用して支援してまいります。

水稻の低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など農業者自らが施工する簡易な基盤整備には、町の単独事業として、本年度から3年間支援してまいります。農業には欠かせない農業用水を今後も安定的に確保するため、余市川の5つの頭首工について余市川土地改良区が行う改修事業に対し継続して支援してまいります。本年度は、道営事業において実施する仁木頭首工及び尾根内頭首工の改修工事、土地改良施設維持管理適正化事業において実施する銀山3号支線用水路の改修工事が計画されております。また、水田農業には、仁木町地域農業再生協議会を中心に国の交付金を活用し転作作物のそばや飼料用米、加工用米、輸出用米への支援を継続し、経営安定対策に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会仁木支部の協力をいただきながら、仁木町鳥獣被害対策実施隊を中心に、エゾシカ、熊の駆除を引き続き実施してまいります。近年、活動要請が多くなっている隊員の経済的な負担を軽減するため報酬単価の見直しを行うとともに、狩猟免許取得に対する助成を引き続き行い、担い手の確保に努めてまいります。また、農作物に被害を受けている方のアライグマ用箱わな、鹿用くりわな、鹿の進入防止柵の購入に対する支援にも取り組んでまいります。

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図る一環として行う森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため創設された、森林環境譲与税交付金を活用し、本年度は新たに森林作業道

整備や造林地の下刈の支援、フルーツパークの施設備品の木質化に取り組んでまいります。毎年変わる気象や世界の様々な情勢変化、国内での産地間競争の激化など、時代の変化に柔軟に対応できるしなやかでかつ逆境にも負けることなく前進する活力ある仁木町農業を目指し、令和2年度も町民の皆さまと力を合わせ全力で取り組んでまいります。

総合戦略に位置付け、余市町と連携して進めてきました「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」につきましては、ワイナリー誘致活動の取組成果が見え始めており、引き続き、増加する新規ワイナリーへの参入支援について、国費の果樹経営支援対策事業や、ものづくり補助金などのハード面支援に加え、農林水産省・総務省など参入者の実情に合せた人材育成制度も活用し、「ひとつづくり」を推進するとともに、ワインツーリズムの認知度向上、観光客の誘致等による「しごとづくり」、交流人口の拡大、住民への理解醸成といった「まちづくり」などを目的とした事業を更にステップアップして進めてまいります。また、民間団体による主体的活動の芽が出始めたことから、より自発的・主体的な活動につなげていくための支援に努めてまいります。

国内の経済状況は緩やかに好景気へと転換しているとの見方がありますが、町内の商工業者は引き続き厳しい経営環境におかれておりますので、経営合理化や事業の円滑化を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を継続してまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている仁木町商工会に対する助成も継続してまいります。企業の進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果が期待できることから、仁木町企業立地促進条例や国の生産性向上特別措置法に基づき、企業誘致や設備投資等に対する支援を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、現在8名の隊員が町内に居住して、PR活動や観光事業、ワイン関係事業等の各種地域おこし活動に取り組んでいるところでありますが、地方創生を一層推進させるため、新たに隊員を募集し増員を図ることとしております。地域協力活動の円滑な実施や、隊員の本町への定住、定着を促進させるため、関係機関、団体と連携し支援を行ってまいります。

観光農業の拠点施設であるフルーツパークにきは、オープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設としての役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図ってまいります。また、今後の施設のあり方につきましても引き続き検討・協議してまいります。仁木町観光管理センターは、果樹観光農家や観光農園と直売店の相互調整、観光情報の発信等、公の施設としての役割を担っております。引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努めるとともに、観光管理センターのあり方等、今後の方向性につきまして、関係機関・団体と協議を進めてまいります。「さくらんぼフェスティバル」や「うまいもんじゃ祭り」などの各種イベントにつきましては、実行委員会を始め、関係者の皆さま方にご理解とご協力をいただきながら、効果的な観光イベントとなるよう実施してまいります。また、2年間開催してまいりました、フルーツ&ワインマラニックは第3回を迎え、前回から「さくらんぼフェスティバル」と同時開催とすることで、さらに「おもてなし」の心とスポーツに親しみ、本町の美しい風景と農産物やワインなどの味覚を楽しんでいただくことで、本町の魅力に触れていただき、新しい観光客層の取り込みやワインツーリズムの振興を推進してまいります。また、仁木町観光協会に対する助成につきましては、イメージキャラクターや地域資源を活かした観光事業に加え、マラニックを始めとしたワインツーリズムに関連した新規事業なども更に拡充し、積極的に取り組んでいるところでありますが、緊密な連携の下、継続して支援を行ってまいります。スポー

ツ活動を通して町民の健康増進と交流活動の場となっているふれあい遊トピア公園は、町民の皆さまを始め、多くの方々に利用いただいております。民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による運営を行ってまいります。

ふるさと納税寄附金につきましては、国の制度変更や指導等を経て、昨年度より新たな制度として再スタートしたところでありますが、複数のポータルサイトでの運用などによる効果で運用開始以来最高となる2億3千万円を超える寄附をいただきました。ご寄附いただいた方に感謝申し上げますとともに、新年度も引き続き、関係機関・事業者のご協力をいただきながら、マラニック参加券などのいわゆる「コト消費」といわれる商品の企画など、より一層、我が町をPRできる返礼品贈呈事業に取り組んでまいります。

協働～持続可能な行財政運営の協働のまちづくり～

私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しており、地域社会が抱える課題も、福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するには行政だけでなく、町内会、個人やまちづくり団体がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動することが大切であり、自助、共助、公助の視点に立ち、行政はより一層対話を進め、住民や団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められております。これら課題を解決するため、町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進め、まちづくり協働事業助成や、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進める中、情報提供への要望はますます高まっております。親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開し、町広報紙やホームページ、SNSなど様々な情報共有ツールを使用した行政情報及び地域情報の発信を積極的に行うことにより、的確かつ迅速な情報発信に努め、より多くの町民の声を聴き、町民相互の連携が図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。必要な事業に適正な予算を配分・運営に努め、町民参加の下、まちづくりの共通目標となる第6期仁木町総合計画を策定してまいります。さらに、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的・機能的な行政体制の確立に努め、外部研修のほか内部研修の充実を図り、コミュニケーションの活性化や職員の意識改革、組織マネジメントの強化を図りつつ、能力開発・人材育成に努めてまいります。また、庁舎複合施設については、建設から20年が経過し、修繕・更新が必要な機器・設備があることから、庁舎複合施設個別施設計画に基づき修繕・更新を進めるとともに、その他公共施設についても今後の施設のあり方を検討し、維持管理などの具体を定める個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減、平準化を図ってまいります。

むすび。

以上、令和2年度の町政執行に関する所信と主な施策を申し述べさせていただきました。本年7月には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。世界中に感動を与える最高の大会として成功され、その感動がレガシーとして後世に引き継がれていくことを祈念するところであります。本町においても、この2020年の町政が、本町のレガシーとなることを願い、町づくりを推進してゆく所存であります。

議員の皆さま、そして町民の皆さま一人ひとりが町づくりに積極的に参加され、わが町が更なる発展を続けられるよう、より一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（横関一雄）次に、『令和2年度仁木町教育行政執行方針について』発言を許します。岩井教育長。
 ○教育長（岩井秋男）令和2年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町のエ育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和元年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、平成から令和へと時代は進み、グローバル化の一層の進展、I o TやA I が新たな価値を生み出すSociety5.0の到来など、新たな時代を迎えています。また、少子高齢化に伴う人口減少が急速に進み、労働力人口をいかに確保していくかが重要視されてきており、政府は対策として人材への投資を目的とした「人づくり革命」に乗り出し、教育や科学技術、スポーツや文化の振興に対して、多くの施策を打ち出してきております。本町としても、こうした状況に対して主体的に向き合いながら、自らの可能性を發揮し、未来を切り拓く力を身に付け、「ふるさと仁木」に愛着を持ち、共に支えあいながら、理解し解決できる人材を育むことが重要と考えております。

令和2年度の教育行政執行方針を策定するにあたり、「仁木町に生まれて良かった。育って良かった」と誰もが思える町にするため、第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづくり」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が有機的に関わりながら取組の方向と具体的な施策を定めました。

はじめに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。新しい学習指導要領は、小学校では本年度から、中学校では翌年度から全面実施されるところであり、その中では子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を身に付けるためには、各学校が、より良い学校教育を通して、より良い社会を創るという目標を社会と共有し、必要な資質や能力を、社会との連携・協働により育成する「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。

本町の学校教育におきましては、円滑な学校運営を基盤とし、新しい学習指導要領における様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「確かな学力の育成」であります。

子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。そのためには、教職員一人ひとりが、これまでの優れた教育実践の中において授業を見つめ直し、これからの時代に求められる資質や能力を育てていくことが重要であります。

全国学力・学習状況調査の結果から、小学校では全般的に全国平均並でしたが、中学校では英語の読み取り、書き取りが苦手傾向にあるため、底上げが必要であると受け止めており、外国語指導助手（ALT）による指導や複数の教職員が連携して授業を行うTT指導など、きめ細かな指導の充実を図ってまいります。また、イベント等を通じた地域協働の充実、家庭学習の習慣化、学校内における連携を強化した組織づくりなど、学びを広げる取組を一層進めてまいります。学校力向上支援員につきましては、これまで実

施してきたTT指導、その日の授業や学期のまとめ学習を集団で行う放課後学習会や長期休業期間中の学習会の支援など学力向上に対する方策のほか、不登校児童生徒の学校への早期復帰に対する支援、児童生徒の生活指導、教職員の指導力向上や学校経営力の向上に対する支援を行い、児童生徒の学力向上や適応指導、学校の指導力向上に成果を上げております。本年度におきましても、引き続き小学校と中学校に配置してまいります。小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間を系統的・継続的な教育を行うための有効な方法の一つとして、調査研究を進めておりましたが、昨年度から仁木町のこれからの学校の在り方を示した仁木町学校教育基本方針の策定を目的とした仁木町立学校整備促進審議会を設置し、審議会の開催やアンケート調査、意見交換会を実施してまいりました。本年度におきましては、審議会、住民説明会を開催するなど、仁木町学校教育基本方針の策定に向け、引き続き取り組んでまいります。

情報活用能力の育成につきましては、本年度からプログラミング教育が必修化されるなど、「情報活用能力」の育成が急務であります。昨年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、12月には「GIGAスクール構想」が文部科学省から示されたところです。本構想では令和時代のスタンダードとして学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育める学びの場の実現のため、全ての学校で早期に取り組むべき内容として「校内通信ネットワークの整備」、「児童生徒1人1台端末の整備」の2つの項目が示されております。本町におきましても、新たな時代に向けた学習環境から取り残されないよう、本年度中に全ての小中学校に無線LAN環境を整備するとともに、児童生徒1人1台環境に対応できる情報端末を整備いたします。

重点の2つ目は、「豊かな心と健やかな身体の育成」であります。近年、相手のことをうまく理解できず、一方的に思いをぶつけてしまうことで相手を傷つけ、困惑させてしまう児童生徒が増加傾向となっていることから、中学校では昨年度から特別の教科となった「道徳」や体験学習、さらには読書活動を推進し、「健やかな心」の育成を図ってまいります。「郷土を愛する心」の育成につきましては、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業等からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るほか、学校教育と生涯学習を連携させ、本町の歴史や地域に触れる「ふるさと学習」を推進してまいります。また、地域における社会生活を総合的に理解し、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇りや愛情を育むため、小学校中学年で使用しております社会科副読本の全面改定に向け、取り組んでまいります。その他、これまで中学2年生を対象に宿泊研修時における演劇等鑑賞経費の一部助成を行ってまいりましたが、北海道四季劇場の閉館に伴い、本年度は岩内町が実施する劇団四季の公演事業までの交通手段としてバス借上費用を負担し、引き続き「豊かな心」の育成を図ってまいります。情報モラル教育につきましては、ツイッターなどのSNSや動画投稿サイトなどにおける、不法行為やネットいじめなどのネットトラブルが北海道教育委員会から報告されていることから、これらの利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、北海道教育委員会による、ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールを活用し、指導・啓発を行ってまいります。

健やかな身体は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであります。文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、男子につきましては、小学校、中学校共にほとんどの種目で全国平均を上回っていましたが、女子につきましては、一部の種目に課題が見受けられるため、学校及びスポーツ少年団等

と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

重点の3つ目は、「信頼される学校づくり」であります。

地域と連携した信頼される学校づくりにつきましては、保護者アンケートや学校評価を引き続き行い、保護者や地域住民に対し、学校だよりや授業参観を通じて、アンケート結果や学校の改善方法を説明する取組を進めてまいります。また、学校職員人事評価により、教職員による主体的な資質向上やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底など、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図ってまいります。近年問題視されている教職員の長時間労働の対応につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、平成29年度から長期休業期間中における閉校日や、定時退勤日を設定し、取組を進めているところでありますが、昨年度から各学校に校務支援システムを導入し、指導要録や通知表作成などの業務の効率化・省力化を図るとともに、出退勤時間の管理などを行っております。引き続き、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

重点の4つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。

近年増加している大規模な自然災害などを踏まえ、学校における各種災害対応マニュアルの見直し、防災訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機管理能力を育てる指導などの教育の充実に努めてまいります。

児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、仁木町通学路安全推進会議を必要に応じて開催し、通学路の安全確認を実施するほか、スクールバスの運行や「子ども110番協力の家」に対する理解を深める活動など、児童生徒を見守る体制や啓発活動を継続してまいります。また、各学校とも建設後、四半世紀を経過していることから、文部科学省から示されているインフラ長寿命化に係る指針や仁木町公共施設等総合管理計画に基づき、校舎の大規模修繕を見据えた個別施設計画の策定について、仁木町立学校整備促進審議会での検討結果を踏まえ、取組を進めてまいります。

重点の5つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭を中心として、引き続き各学校において、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導と本町及び北後志管内を始め、北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に、献立の工夫や改善に努めているところでありますが、昨年の消費増税に伴い流通経費などが高騰し、食材単価が上昇していることを受けまして、本年度から学校給食費を1.8%程度値上げしてまいります。今後におきましても栄養バランスに配慮し、児童生徒の思い出に残る学校給食の提供に努めてまいります。なお、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通して、自主的に学び続け、心豊かで潤いのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指すことにあります。本町の生涯学習におきましても、心の豊かさと生きがいを育むため、学校・家庭・地域及び関係機関・団体の連携と学習環境の充実を図り、各世代に応じた学習活動ができるよう、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「社会教育活動の推進」であります。

社会教育活動の推進につきましては、第8期仁木町社会教育中期計画に基づき、子どもたちの「生きる力」と「ふるさと仁木」への愛着や誇りを醸成するため、仁木町陶芸愛好会やいけばな愛好会など町内の社会教育関係団体並びに地域連携包括協定を締結しております株式会社もりもとや、その他民間企業に協力をいただき、年間通して開催する子ども体験塾を引き続き実施してまいります。また、町民の国際感覚を高めるため、小中学校に配置している外国語指導助手を活用し、子ども向け英会話教室を引き続き開設するほか、やすらぎ大学においても英会話の時間を設けるなど、子どもから高齢者まで幅広く外国人との交流を深め、国際理解力の向上に努めてまいります。仁木町民センター及び図書室等の文化施設につきましては、町民の「心やすらぐ空間」として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、図書室においては、町内の各読書団体と連携を図りながら、計画的な図書の購入や蔵書の整理による読書環境の整備を図るとともに、仁木町子どもの読書活動推進計画に基づいた子どもが本に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。

重点の2つ目は、「芸術・文化の振興」であります。

文化活動は、生涯にわたり、充実した人生と、喜びや感動、心のやすらぎをもたらし、豊かな感性や創造性を育むことができる重要な役割を担っています。ゆとりと潤いを実感し、生涯を通して活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を引き続き行うとともに、社会教育関係団体と連携を図り、文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、令和2年に仁木みらい塾が設立20周年を迎えることから20周年事業の補助や運営委員会組織のサポートを行ってまいります。このほか、町民の文化活動の振興を図るため、スポーツのみならず、文化系の全国・全道大会等の参加に要する一部助成を実施してまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の普及と振興」であります。

スポーツ活動は、心身の健全な発達を促すとともに、スポーツを通じて町民の交流を深め、地域におけるコミュニティの醸成にも大きな役割を担っております。町民の皆さまがライフステージに応じたスポーツ活動を行い、体力向上、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成を図れるよう、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各体育団体等への活動支援による各種事業の充実など、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、小さいうちからスキーを親しんでもらい、スキー人口の増加とスキー場の利用拡大を目的に、町内の小学1年生に対し、シーズンを通して仁木町民スキー場の無料解放事業を行ってまいります。仁木町山村開発センター、仁木町営プール及び仁木町民スキー場等の体育施設につきましては、建設後四半世紀以上経過しており、施設の老朽化等も進んでいることから、個別施設計画策定や各施設の今後の在り方について検討するほか、指定管理者や管理人と連携し、スポーツ活動の中心的施設として、より多くの皆さまに利用していただけるよう、引き続き適切な管理運営を行い、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努めてまいります。以上、令和2年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。教育委員会といたしましては、子どもたちから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携のもと、一丸となって本町教育の充実・発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極的な参画と町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い

申し上げ教育行政執行方針といたします。

○議長（横関一雄）以上で『令和2年度仁木町町政執行方針』、『令和2年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 2時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月9日月曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。

本日のご審議誠に苦労さまでした。

散 会 午後 2時41分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和2年3月6日～3月17日（12日間）

1日目 令和2年3月6日（金）

（開会～午前9時30分／散会～午後2時41分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）	R2.3.6	承認可決
議案 第1号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	R2.3.6	原案可決
議案 第2号	令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	R2.3.6	原案可決
議案 第3号	令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	R2.3.6	原案可決
議案 第4号	令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	R2.3.6	原案可決